

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
令和3年度 第4回 幹事会 次第

日時：令和4年 2月18日（金）13時30分
開催方法：zoom

1 協議事項

- (1) 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会体制見直しに伴う変更点について
- (2) 地域移行部会 地域移行リーフレットについて
- (3) 松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業実施要綱及び松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱の改正について
- (4) 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 緊急時短期入所空床確保事業実施要綱及びひとり暮らし体験事業実施要綱の改正について

2 報告事項

- (1) 権利擁護部会 身元保証人等に関するアンケート調査報告
- (2) 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 強度行動障がい児者支援事業所における実態調査報告
- (3) 令和3年度専門部会及びプロジェクト報告
- (4) 障がい者基幹相談支援センター 令和3年度10～12月分実績報告
- (5) 障がい者総合相談支援センター 令和3年度10～12月分実績報告

3 その他

令和3年度 幹事会 出席者名簿(敬称略)

	所属・職名	氏名	備考
幹事長	塩尻市 健康福祉事業部 福祉課 障がい福祉係 係長	大村 一	
副幹事長	社会福祉法人 信濃友愛会 障害者相談支援センター あいほっと 管理者	臼井 尚子	
副幹事長	松本圏域障害者総合相談支援センター あるぷ 所長・コーディネーター	寺島 康一	
こども部会長	松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish 療育コーディネーター	池内 泰恵	
地域移行部会長	松本圏域障がい者基幹相談支援センター 機能強化コーディネーター	東條 知子	
くらし部会長	松本圏域障がい者基幹相談支援センター 機能強化コーディネーター	海老原 晴香	
しごと部会長	松本市健康福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 主査	江原 芳英	
市町村部会長	生坂村 健康福祉課 福祉係長	那須 美穂子	
権利擁護部会	松本市健康福祉部 障害福祉課 障害福祉担当 主査	赤羽 浩行	
地域生活支援拠点等事業プロジェクト	安曇野市 福祉部 福祉課 障がい福祉担当 係長	田崎 由佳理	
強度行動障害児者支援検討プロジェクト	社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 事務局長	田中 雄一郎	
幹事 地域自立支援協議会検討プロジェクト	特定非営利活動法人 ケ・セラ 理事長	西村 昭太	
幹事 相談支援体制検討プロジェクト	松本市 健康福祉部 障害福祉課 課長補佐	澤田 昌宏	
幹事	松本圏域障がい者基幹相談支援センター 所長	大森 将嘉	
幹事	松本圏域障がい者総合相談支援センター Wish 所長・コーディネーター	川上 巧	
幹事	松本圏域障がい者総合相談支援センター ボイス 所長・コーディネーター	荘司 小夜子	
幹事	社会医療法人城西医療財団 燦メンタルセンター 部長	山本 佳瑞恵	欠席
幹事	一般社団法人 ぴあねっと・まつもと 理事	百瀬 真文	
幹事	特定非営利活動法人 ハートラインまつもと 常務理事	諏訪 智子	
幹事	社会福祉法人 安曇野福祉協会 常務理事	堀内 猛志	欠席
幹事	社会福祉法人 中信社会福祉協会 ささらの里 支援課長	丸山 智史	
幹事	社会福祉法人 りんどう信濃会 穂高悠生寮 支援部長	百瀬 賢一	欠席
幹事	社会福祉法人 誠心福祉協会 理事長	関原 史人	欠席
幹事	社会福祉法人 アルプス福祉会 法人理事	中澤 芳江	
幹事	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団 信濃学園 係長	小松 聖司	
幹事	特定非営利活動法人 グループホーム 夢ハウス城山の会 ジーエイチ松原 管理者	五郎丸 優子	欠席
幹事	特定非営利活動法人 グランド・リッシュ 理事長	望月 美輪	シエスタ施設長 長坂 智恵子
幹事	松本養護学校 教頭	中島 勇吾	
幹事	安曇養護学校 教頭	小池 景子	
幹事	社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 施設障害福祉係長	清水 史郎	
幹事	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会 そよ風の家 管理者	押田 博	
幹事	社会福祉法人 山形村社会福祉協議会 事務局次長	中畑 美津子	代理 事務局長 田中 雄一郎
幹事	社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会 障がい福祉係主幹係長	馬淵 敦子	
幹事	松本公共職業安定所 就職促進指導官	石川 範子	
幹事	安曇野市 福祉部 福祉課 障がい福祉担当 課長補佐	小林 成子	
幹事	麻績村 住民課 健康福祉係長	高野 寿美	
幹事	朝日村 住民福祉課 課長補佐	上條 千賀子	代理 係長 河西 ひろ子
幹事	山形村 保健福祉課 福祉係 課長補佐	堀 智充	
幹事	筑北村 住民福祉課 係長	洞 圭司	欠席
幹事	松本広域連合 福祉・地域課 審査担当係長	高橋 智一	
幹事	長野県松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 課長補佐兼保健衛生第一係係長	加藤 光恵	欠席
幹事	長野県松本保健福祉事務所 福祉課福祉係 福祉係長	飯島 恵子	
事務局	社会福祉法人 中信社会福祉協会 課長	奥原 和彦	
事務局	社会福祉法人 中信社会福祉協会 係長	板花 智美	
事務局	社会福祉法人 中信社会福祉協会	山口 光代	

協議事項 1

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会体制の見直しに伴う変更について

1 趣旨

松本障害保健福祉圏域（以下「松本圏域」といいます。）自立支援協議会の体制の見直しに伴う変更について協議するものです。

2 経過

2. 2. 7 令和元年度第4回幹事会

松本圏域自立支援協議会の体制を検討することを目的として「地域自立支援協議会検討プロジェクト」を設置することになりました。

3. 2. 5 令和2年度第4回幹事会

松本圏域の相談支援体制について検討することを目的として「相談支援体制検討プロジェクト」を設置することになりました。

1 1. 1 2 令和3年度第3回幹事会

松本圏域の自立支援協議会及び相談支援体制の見直し案について協議されました。

1 2. 1 7 令和3年度第2回協議会で協議され、麻績村、生坂村及び筑北村の体制について再協議することとなりました。

4. 1. 1 1 令和3年度 第5回市町村部会において、変更内容について協議しました。

2. 4 令和3年度第3回協議会で体制の見直しについて協議されました。

3 令和4年度からの自立支援協議会の体制（令和3年度第3回自立支援協議会決定事項）

(1) 設置主体

松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村による単独設置とします。

なお、塩尻市、山形村及び朝日村については、3市村による共同設置とします。

(2) 体制

各市村等が設置要綱で設定します。

基幹相談支援センターについても、各市村等で設置する協議会において設定します。

(3) 協議会の見直しに伴う会計決算及び清算の対応

現在の協議会及び各相談支援センターの会計については、今年度末の決算をもって清算とします。

今年度の決算見込を最終協議会で示したうえで、最終清算については、代表法人が清算人として監査委員の監査を受け、監査結果を委員へ送付することとします。

(4) 相談支援センターの評価及び実績報告

各相談支援センターの後期巡回評価については、最終協議会までに行い、報告します。実績報告については、3月末までの実績を代表法人が取りまとめ、委員へ送付します。

4 圏域連絡会について

(令和3年度第5回市町村部会で協議)

(1) 松本圏域行政連絡会

ア 松本圏域自立支援協議会で報告をしていたもの(障害福祉計画、総合相談支援センター巡回評価結果報告、総合相談支援センター事業予算、決算等報告等)8市村での確認が必要なものについて取り扱う。

イ 構成員

(ア) 8市村の係長クラスの担当者

(イ) 基幹相談支援センター

(ウ) 松本保健福祉事務所

ウ 開催時期

(ア) 第1回目 5月から6月

(イ) 第2回目 9月下旬から10月上旬

(ア)及び(イ)の2回は開催し、その他必要に応じて開催することとします。

(2) その他圏域で必要な協議について

会議の開催方法等については、市村及び基幹センターが中心となり検討します。

5 部会及びプロジェクトについて 別紙

6 議題提起シートについて

現在の「議題提起シート」は、令和4年3月末で廃止します。

令和4年度以降は、各協議会及び基幹相談支援センターが、地域の課題を取り上げます。

部会及びプロジェクト	令和３年度の取り組み	次年度 継続が必要な事項、残っている課題等
こども部会	1 「緊急時プラン」の作成及び普及 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 ホームページからダウンロードできるよ うになっている。 2 「福祉サービスの案内」更新 6月と12月に更新	1 「緊急時プラン」 活用方法の検討 2 「福祉サービスの案内」 内容の更新及び提供 更新情報については、基幹相談支援センター及び療育コーディネ ーターで集約する。 3 「医療的ケア児」についての検討 4 医療、福祉及び教育の連携について 5 放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所の支援につい て 6 障がい児入所施設「加齢児」の対応について
地域移行部会	「地域移行リーフレット」の作成	1 「地域移行リーフレット」活用方法の検討 2 精神科病院及び障がい者支援施設からの地域移行について検 討
くらし部会	「居宅介護事業における支援状況実態の聞 き取り調査」からの課題についての検討	1 「居宅介護事業所連絡会」等を行い、事業所間の情報共有等の実 施 2 「余暇情報シート」内容の更新及び提供
しごと部会	「就労継続支援B型事業所連絡会」の立ち 上げ	1 「就労継続支援B型事業所連絡会」を行い、事業所間の情報共有 等の実施 2 就労系サービスにおける医療的ケアの受け入れについて検討
市町村部会	1 日中サービス支援型共同生活援助事業 所評価シートの作成及び評価	1 日中サービス支援型共同生活援助の評価については、各地域協 議会で実施

	について検討	
権利擁護部会	「身元保証等に関するアンケート」の実施 集約	アンケート内容からの課題等へ取り組み
地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト	1 空床確保事業所会議の実施 2 拠点等事業について協議及び報告	地域生活支援拠点等事業の強化及び充実に向けて内容の検討
地域自立支援協議会検討プロジェクト	地域協議会の体制について	「圏域連絡会」が機能するような体制づくり
強度行動障害児者支援検討プロジェクト	1 強度行動障がい者（児）の実態調査 2 事例検討	当事者及び支援者の情報共有する場の提供
相談支援体制検討プロジェクト	1 相談支援体制について 2 相談支援の人材育成について 3 基幹相談支援センター、総合相談支援センター、指定特定相談支援事業所、市町村相談担当（CW）の相談業務の整理	松本圏域の相談支援体制について

協議事項 2

地域移行促進リーフレットの配布について

地域移行部会

1 趣 旨

地域移行部会では、令和 3 年度の活動の中で障害者支援施設や精神科病院で生活されている方々の地域生活移行を推進するための検討を行い、退院支援の一助として利用していただくために地域移行促進リーフレットを作成しました。

本会で承認後、松本圏域内の精神科病院や各市村、市村の委託相談支援事業所をはじめとした関係機関へリーフレットを配布し、令和 4 年度からは各地域協議会として、この地域移行部会で作成をしたリーフレットを活用する取り組みを引き続き行っていきます。

2 リーフレットの活用に関する仕様書

別紙のとおり (P **6**)

3 依頼文書

別紙のとおり (P **7**)

4 地域移行促進リーフレット

別紙のとおり (P **8** ~ P **9**)

【リーフレットの活用に関する仕様書】

＜令和３年度 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 地域移行部会＞

項目	内容	その他
配布先	① 松本圏域内精神科病院 ② 北アルプス医療センターあづみ病院 ③ 指定一般・指定特定相談支援事業所 ④ 各市村 ⑤ 松本保健福祉事務所 健康づくり課 ⑥ 基幹・総合相談支援センター ⑦ 市村の委託相談支援事業所（「ぴあねっとまつもと」「燦メンタル」「すみれの丘」） ⑧ 市町村社会福祉協議会 ⑨ その他必要な機関	・令和３年度 地域移行部会長名による「依頼文」を付ける。（別添） ・各配布先の住所地の基幹相談支援センターから送付する。 ・各事業所に５部ずつ配布
配布方法	① 手渡し ② 郵送（①が出来ないところ） ③ 自立支援協議会ホームページに掲載	郵送費…基幹相談支援センター事務費 配布時期…各基幹相談支援センターの連絡先が決まった時点から
活用内容	① リーフレットを読んだ方からの相談支援対応 ② 個別の相談時 ③ 学習会での活用 ④ 病院内での掲示（外来、病棟） ⑤ その他必要に応じて	
対応方法	① 相談が来たところで、まずは病院関係者と連絡を取り、病院訪問し面談を実施する。その際には、病院と情報共有することについて、相談者に了承をいただくこと。 ② 具体的な対応や取り組み状況の把握については、各地域協議会（事務局である基幹相談支援センターと担当市村）にて実施。	・相談受付票は、各センターの既存の相談受付表で可。リーフレットを見ての相談かどうかの記録（チェック）をしていただく。
管理方法	① データは各市村の担当者と基幹相談支援センターにて管理。 ② 配布したリーフレットに対する定期的なまとめは、各地域協議会（事務局である基幹相談支援センターと担当市村）で実施。	障害福祉計画に示されている内容なので、地域移行の取り組みとして整理がされると良い。まとめ様式は、基幹相談支援センター中心に作成。
その他		

令和 4 年 月 吉日

関係各位 様

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 地域移行部会
部会長 東條 知子

地域移行促進リーフレットの配布について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より障害保健福祉の推進にご尽力を賜り感謝申し上げます。

障害者総合支援法の施行に伴い、障害保健福祉のシステム作りの中核となる地域自立支援協議会が、松本圏域におきましては平成 19 年 2 月に設置され、皆様のご協力を賜りながら活動しております。そして、今年度からはさらに身近な地域における地域協議会として設置されることとなりました。

令和 3 年度までの松本障害保健福祉圏域自立支援協議会には 6 つの専門部会が設置されており、各分野における専門機関の方々にお集まりいただき、各課題解決に向け研究・協議を行ってまいりました。その中で地域移行部会においては、障害者支援施設や精神科病院で生活されている方々の地域生活移行を推進するための検討を行っており、退院支援の一助として利用していただきたくリーフレットを作成いたしました。

令和 4 年度からは各地域協議会として、この地域移行部会で作成したリーフレットを活用する取り組みを引き続き行っていきたいと考えております。つきましては、貴機関の関係部署に配布をいただきご活用いただきますようお願い申し上げます。

（連絡・問い合わせ先）

〇〇 自立支援協議会事務局

電話 :

Fax :

E-mail :

担当 :

医療機関の皆様へ

精神科病院からの地域移行は精神医療、障がい者福祉の大きな目標です。

退院は困難だと思われてきた方、退院を勧めてもその気持ちになれない方、地域生活に不安を感じている方など、医療機関の皆様には日頃から様々な入院患者様の退院支援にご尽力頂き感謝しております。これからも地域の福祉は、医療機関の皆様、各福祉サービスの事業所、行政機関等が連携し、チームで地域移行に取り組んでまいります。引き続き宜しくお願い致します。



ご家族の皆様へ

長い間、精神障がいのあるご本人はもとより、

ご家族の皆様も大変なご苦労を

されたのではないかと思います。

ご本人が病気になるれてからの

辛さ、痛み、恐怖や怒りは、

たとえ「今は安定している」と言われても簡単ににおさまるものではないでしょう。

このまま入院していただければ・

というお話を伺うこともあります。

私達のご家族のお気持ちを受け止めながら、

これからの事を一緒に考えていきます。

どうぞご相談ください。

地域移行部会より

今、街で暮らしています！

自由だな。外出できて行きたい所へ行かれるのが良いと思う。

今の方が良い。個室の方が良い。6人とか8人の部屋は大変だった。

世界が広がった。自分の病気と折り合いがついた。地元での友達が増えた。

元氣になりました。ちょっと明るくなりました。趣味にしかかったことが現実になりました。

病院で死ぬと言っていたが「まだまだ生きざるぞ」と思える。

退院して街で暮らしている皆さんへのアンケート
(地域移行部会で実施) 自由記載から引用しました。

ピアサポーターのメッセージ

退院したいと言ってみませんか？

- ・入院した時私は、保護室のドアを叩き「ここから出せ！」と叫びました。入院している人の気持ちはわかります。お話を聴かせてください。(Yさん)
- ・私は退院して、毎日ボーっとして寝てばかり。でも、自分の居場所が束縛されず好きな事をしています。その程度でよいと思えば退院できますよ。心配いりません。(Iさん)

ピアサポーターとは、自らも病気と付き合いながら当事者のサポートをしている人で、一定の研修を受けて活動しています。



街で暮らしてみませんか！



松本障害保健福祉圏域自立支援協議会
地域移行部会

皆さんのご希望にそって退院後の生活について一緒に考えお手伝いする会です

まずはご連絡ください

お話を聴かせてください

一緒に出かけましょう

- ☒ 外出や病院外での生活が不安
- ☒ ずっと入院生活はイヤだなあ
- ☒ これからのことを相談したい

相談支援センターのスタッフが
病院などを訪問します

あなたの暮らしをサポートする
場所が街にはあります



「リーフレット
を見た」と
お電話ください



聴かせて
ください



外出



体験

連絡先（案）

- 松本市障がい者基幹相談支援センター
(0263-50-6931)
- 塩尻市障がい者総合相談支援センター
(0263-51-5353)
- 安曇野障がい者基幹相談支援センター
(0263-31-5844)

病院での暮らしのこと
地域での暮らしのこと
困っていること
将来の不安など
なんでも話して大丈夫です。

- *ご家族の相談も受けつけています。
- *ピアサポーターも同行できます。
詳しくは裏面へ！
- *スタッフは、日ごろから地域で暮ら
している人の相談にのっています。

秘密は厳守します。

スーパー、不動産屋、ドラッグストア、
喫茶店、本屋、など。

福祉サービスもあります。

住むところ：グループホーム
働くところ：就労継続支援（A型・B型）
就労移行支援

通うところ：地域活動支援センター
デイケア

地域での生活を実現させる
チャンスです！！

協議事項 3

松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業実施要綱及び
松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱の改正について

1 趣 旨

松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業実施要綱及び松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱を改正することについて協議するものです。

2 変更内容 新旧対照表 (P **11**' ~ P **14**)

障がい者基幹相談支援センターに関する記載部分を要綱から削除します。

3 改正日

令和4年4月1日

(業務の委託) 第2条 構成市村は、この事業の実施に当たり、指定相談支援事業を実施する社会福祉法人等に事業を委託することができるものとする。この場合に締結する委託契約は、構成市村とこの事業を受託する社会福祉法人等の代表（以下「代表法人」という。）との間で、「<u>松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業委託契約書</u>」または「<u>松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター事業の委託契約書</u>」によるものとする。	(業務の委託) 第2条 構成市村は、この事業の実施に当たり、指定相談支援事業を実施する社会福祉法人等に事業を委託することができるものとする。この場合に締結する委託契約は、<u>構成市村とこの事業を受託する社会福祉法人等の代表（以下「代表法人」という。）との間で、「松本障害保健福祉圏域障害者相談支援事業委託契約書」によるものとする。</u>
(委託内容) 第3条 障害者総合支援法第77条に基づく「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援事業に関する業務を行う。 また、相談支援事業のうち、<u>障がい者総合相談支援センターは障害者相談支援事業（一般的な相談支援）に関する業務を行い、障がい者基幹相談支援センターは基幹相談支援センター等機能強化事業に関する業務を行う。</u>	(委託内容) 第3条 障害者総合支援法第77条に基づく「地域生活支援事業実施要綱」（平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する相談支援事業に関する業務を行う。 また、相談支援事業のうち、<u>障がい者総合相談支援センターは障害者相談支援事業（一般的な相談支援）に関する業務を行う。</u>
2 障がい者基幹相談支援センターを松本市に設置し、障がい者総合相談支援センターを松本市、安曇野市、塩尻市に各1カ所設置する。 障害者総合相談支援センターを置く施設については、構成職員の	2 障害者総合相談支援センターを置く施設については、この事業を受託する社会福祉法人等が、<u>構成市村と協議のうえ決定する。</u> 障害者総合相談支援センターを置く施設については、構成職員の

出身法人及び代表法人が、構成市村と協議のうえ決定する。 3 なお、各センターの具体的な業務内容については、別途「松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター実施要綱」及び「松本障害保健福祉圏域障がい者基幹相談支援センター実施要綱」に定める。	出身法人及び代表法人が、構成市村と協議のうえ決定する。 3 なお、各センターの具体的な業務内容については、別途「松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター実施要綱」に定める。
4 (1) ～ (2) 略 (留意事項) 第4条 受託法人等は以下に留意する。 (1) ～ (2) 略 (3) 配置している職員は、障がい者基幹相談支援センター並びに障がい者総合相談支援センターについて、各センターの運営規定を用いて、各センター長の指示命令系統、職員の勤務形態等を明確にするよう努めるものとする。	4 (1) ～ (2) 略 (留意事項) 第4条 受託法人等は以下に留意する。 (1) ～ (2) 略 (3) 配置している職員は、障がい者総合相談支援センターについて、各センターの規定を用いて、各センター長の指示命令系統、職員の勤務形態等を明確にするよう努めるものとする。

松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱 新旧対照表

松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱	松本障害保健福祉圏域障がい者総合相談支援センター事業実施要綱
第1条 ～ 第9条 略	第1条 ～ 第9条 略
第10条 各センターは3ヵ月ごとの実績報告書及び、年間の実績報告書を<u>構成市村及び松本障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下「協議会」という。）</u>に報告するものとする。	第10条 各センターは3ヵ月ごとの実績報告書及び、年間の実績報告書を<u>構成市村</u>に報告するものとする。
(委託料) 第11条 事業の委託料については、<u>協議会及び構成市村</u>で協議し、別に定める。	(委託料) 第11条 事業の委託料については、<u>構成市村</u>で協議し、別に定める。
(評価) 第12条 各センターは、必要があると認められた場合に、事業に関する<u>運営評価を受けなければならない</u>。なお、評価は協議会に置いている評価委員が行うものとし、実施後受託法人の実績・運営評価を協議会に報告する。	(評価) 第12条 各センターは、必要があると認められた場合に、事業に関する<u>運営評価を受けなければならない</u>。

令和4年4月1日 改正

協議事項 4

緊急時短期入所空床確保事業実施要綱及びひとり暮らし体験事業実施要綱の 改正について

地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト

1 趣 旨

緊急時短期入所空床確保事業実施要綱及びひとり暮らし体験事業実施要綱を改正することについて協議するものです。

2 経 過

3. 7. 2 0 第 2 回地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト会議

空床確保事業実施予定事業所を対象とし現在の空床確保事業の受け入れについて聞き取りをすることになる。

1 0. 1 第 3 回地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト会議

聞き取りの結果、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって受け入れができなくなることがあることから、新型コロナウイルス感染症にも対応した要綱へ変更することが必要であることが確認される。

2 6 第 1 回空床確保事業 事業所会議

要綱を新型コロナウイルス感染症にも対応したものに変更することで了承される。

3 変更内容

緊急時短期入所確保事業実施要綱 新旧対照表 (P **16** ~P **18**)

ひとり暮らし体験事業実施要綱 新旧対照表 (P **19** ~ P **20**)

4 改正日

令和 4 年 4 月 1 日

5 その他

- (1) 感染症予防対策については、マニュアル化することが必要との意見があります。
- (2) 「問診表」については、感染症対策を含めた内容に変更します。

緊急時短期入所空床確保事業実施要綱 新旧対照表

緊急時短期入所空床確保事業実施要綱	緊急時短期入所空床確保事業実施要綱
	令和4年4月1日 改正
第1条 略	第1条 略
第2条	第2条
2 (1) 介護者又は同居する者の疾病、事故及び葬祭	2 (1) 介護者又は同居する者の疾病（但し新型コロナウイルス感染症を除く）、事故及び葬祭
第3条 略	第3条 略
(業務の委託)	(業務の委託)
第4条 構成市村は、この事業を障害者総合支援法第5条第8項に定められた短期入所事業を実施している社会福祉法人等（以下「受託事業所」という。）に事業の一部を受託できるものとする。	第4条 構成市村は、障害者総合支援法第5条第8項に定められた短期入所事業を実施している社会福祉法人等（以下「受託事業所」という。）及び構成市村が単独または共同で設置する基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）に事業の一部を委託できるものとする。
(業務内容)	(業務内容)
第5条 1～2、4 略	第5条 1～2、4 略
3 松本障害保健福祉圏域基幹相談支援センター（以下「基幹セン	3 構成市村は、緊急時短期入所受託事業所年間スケジュール（以

ター」という。) <u>構成市村は、緊急時短期入所受託事業所年間スケジュール</u> (以下「年間スケジュール」という。)を作成する。	下「年間スケジュール」という。)を作成する。
(申請) 第6条 事業を受けようとする者は、<u>原則として利用までに緊急時短期入所利用申請書</u> (以下「<u>申請書</u>」という。)を<u>構成市村に提出し</u>なければならない。	(申請) 第6条 事業を受けようとする者は、<u>原則として利用までに緊急時短期入所利用申請書</u> (以下「<u>申請書</u>」という。)及び<u>問診票を構成市村に提出</u>しなければならない。
2 申請を受けた<u>基幹センター</u>は、速やかに連絡をとり、調整及び支援にあたるものとする。	2 申請を受けた<u>構成市村</u>は、速やかに連絡をとり、調整及び支援にあたるものとする。
第7条～第8条 略	第7条～第8条 略
(苦情解決) 第9条 <u>構成市村及び基幹センターは、事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。</u>	(苦情解決) 第9条 <u>構成市村は、事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じるものとする。</u>
(報告書の提出) 第10条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村及び松本障害保健福祉圏域自立支援協議会</u> (以下「<u>協議会</u>」という。)<u>に報告するものとする。</u>	(報告書の提出) 第10条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村に報告するものとする。</u>

(委託料) 第 1 1 条 事業の委託料については、<u>構成市村及び協議会</u>で協議し、別に定める。 (構成市村の責任) 第 1 2 条 構成市村は、実施主体として受託事業所と緊密な連携を図り、事業の円滑は実施に努めるものとする。 2 構成市村は、受託事業所に対し、事業の実施状況について必要に応じて調査を行うものとし、調査の結果、業務を十分に行うことができないと認められるときは、事業の委託を取り消すことができるものとする。 (補則) 第 1 3 条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村及び協議会</u>が協議し、別に定めることができる。	(委託料) 第 1 1 条 事業の委託料については、<u>構成市村</u>で協議し、別に定める。 (構成市村の責任) 第 1 2 条 構成市村は、実施主体として受託事業所と緊密な連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。 2 構成市村は、受託事業所に対し、事業の実施状況について必要に応じて調査を行うものとし、調査の結果、業務を十分に行うことができないと認められるときは、事業の委託を取り消すことができるものとする。 (補則) 第 1 3 条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村</u>が協議し、別に定めることができる。
--	--

ひとり暮らし体験事業実施要綱 新旧対照表

ひとり暮らし体験事業実施要綱	ひとり暮らし体験事業実施要綱
第1条～第3条 略 (業務の委託) 第4条 構成市村は、<u>障害福祉サービス事業を実施する社会福祉法人等（以下「受託事業所」という。）に事業の一部を委託できるものとする。</u> 第5条 略 (個人情報の保護) 第6条 <u>受託事業所及び松本圏域障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）は、職務上知り得た障がい者等の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。</u> 第7条 略	令和4年4月1日 改正 第1条～第3条 略 (業務の委託) 第4条 構成市村は、<u>障害福祉サービス事業を実施する社会福祉法人等（以下「受託事業所」という。）及び構成市村が単独または共同で設置する基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）に事業の一部を委託できるものとする。</u> 第5条 略 (個人情報の保護) 第6条 <u>受託事業所は、職務上知り得た障がい者等の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。</u> 第7条 略

(報告書の提出) 第8条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村及び松本障害保健福祉圏域自立支援協議会</u>（以下「<u>協議会</u>」という。）に報告するものとする。 第9条～第10条 略 (補則) 第11条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村及び協議会</u>が協議し、別に定めることができる。	(報告書の提出) 第8条 受託事業所及び基幹センターは、実績を<u>構成市村</u>に報告するものとする。 第9条～第10条 略 (補則) 第11条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は<u>構成市村及び受託事業所</u>が協議し、別に定めることができる。
--	---

報告事項 1

「身元保証等に関するアンケート」の報告について

権利擁護部会

1 趣 旨

権利擁護部会で付託を受けた身元保証等に関するアンケート調査について報告をするものです。

2 内容及びアンケート結果

別紙参照（P **22** ～ P **29** ）

3 今後の予定

令和4年度から自立支援協議会の体制が変更することを受け、各地域協議会で今回の調査まとめを活かした活動及び情報発信をしていただけるよう、権利擁護部会員から集約した意見とともに各地域協議会へ引継ぎます。

身元保証等に関するアンケート調査まとめ

1. 調査のねらい

この度、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会権利擁護部会は、身元保証等に関するアンケートを実施しました。

医療・福祉サービスにおいて、その利用者に身元保証人・連帯保証人・身元引受人（呼称は様々）を求める場合がありますが、昨今の少子高齢化、世帯の核家族化、生活が困窮しているなどの事情によって、それが困難であることもあります。

こうした状況について、松本圏域内ではどのような実情であるのかをアンケートによって明らかにし、その課題や対策を把握・検討することを目的としました。

2. 調査の対象

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会に参画する8市村（松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）に設置されているすべての病院及び障害福祉関連施設、並びに無作為抽出の方法により選んだ高齢者関連施設で、合計218施設を対象としました。（病院26・障害115・高齢者77）

3. 実施の時期

令和3年8月17日（火）～令和3年8月31日（火）

※回答の基準日は令和3年8月17日としました。

4. 調査方法

郵送による配布・回収で、回収には返信用封筒を使用しました。

5. 調査結果

アンケート調査票の送付数と回収数については、以下のとおりでした。

全体の配布数が少ないものの、回収率は高く、こうした課題に対する関心が高いことがうかがえます。

配布数／回収数（全体）

配布数	回収数	回収率
218	153	70.2%

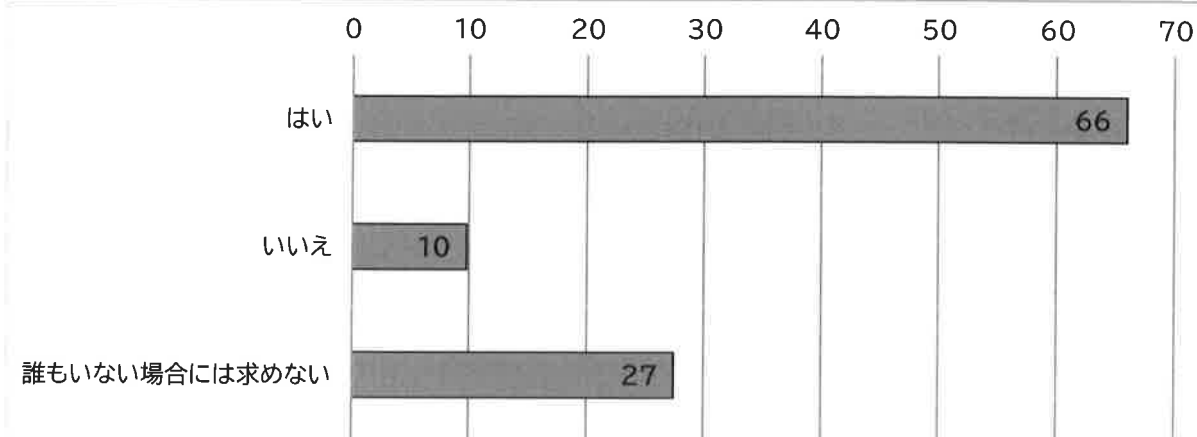
配布数／回収数（種別ごと）

種別	配布数	回収数	回収率
病院	26	22	84.6%
障害福祉関連施設	115	82	71.3%
高齢者関連施設	77	37	48.0%

※回収数の不足分は種別未チェック等の不備によりカウントできませんでした。

5-1 契約時に身元保証人等を求めるか

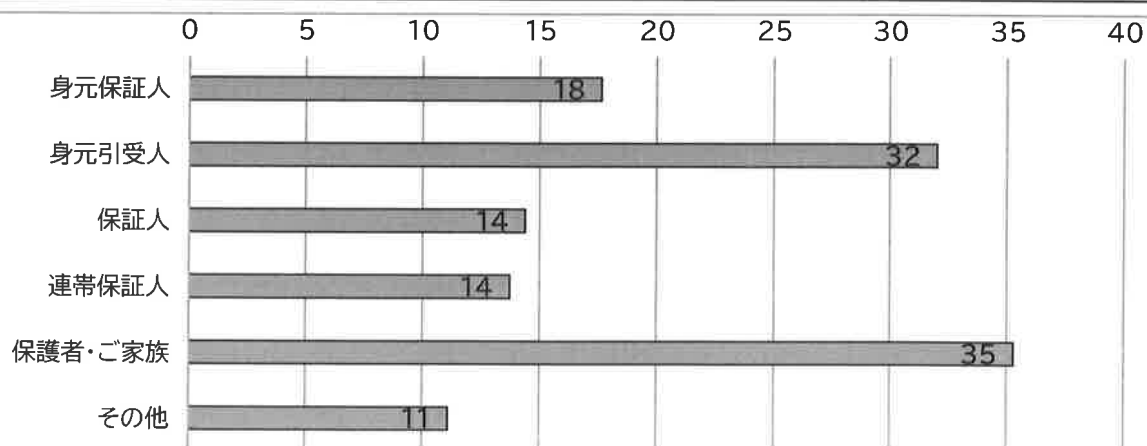
【Q1】 あなたの施設(病院)では、障がいのある方を入所(入院)、または障がいのある方と入所(入院)契約をする際に、身元保証人等(身元引受人、保証人、連帯保証人等の名称のものを含む)を求めますか。



入所(入院)契約を締結する際に、身元保証人等を求めるが 66%と最も多く、誰もいない場合には求めないが 27%でした。

5-2 身元保証人等の呼称

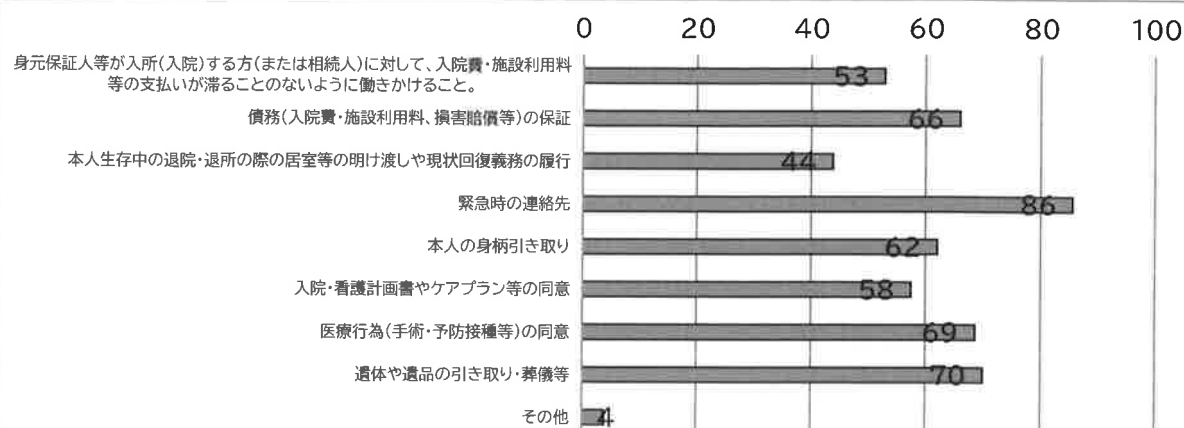
【Q2】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等について、実際にどのような名称を使用していますか。(複数回答可)



身元保証人等の呼称として「保護者・ご家族」が 35%、続いて「身元引受人」が 32%でした。

5-3 身元保証人等に求める役割

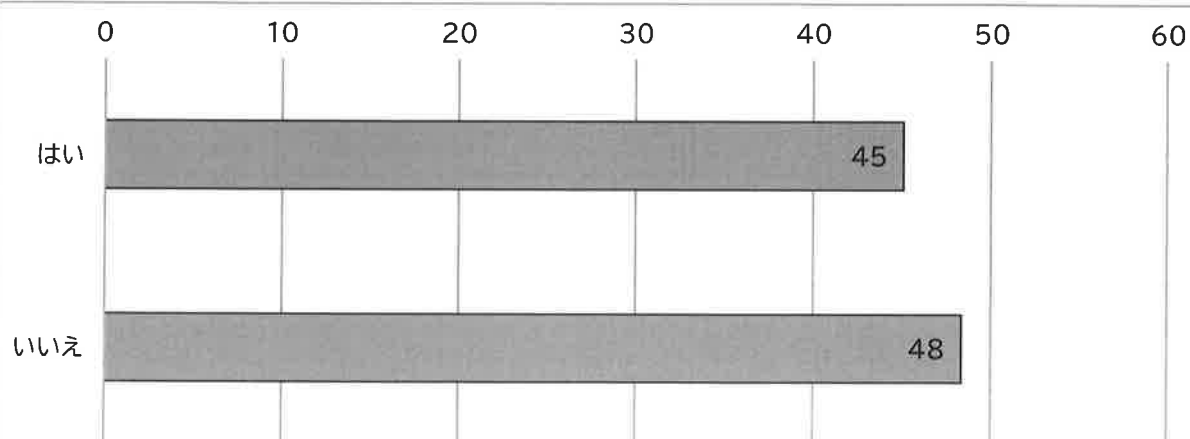
【Q3】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等に求めるものは何ですか。(複数回答可)



身元保証人等に求める役割として「緊急時の連絡先」が86%と最も多く、「遺体や遺品の引き取り・葬儀等」が70%でした。

5-4 身元保証人等の不在

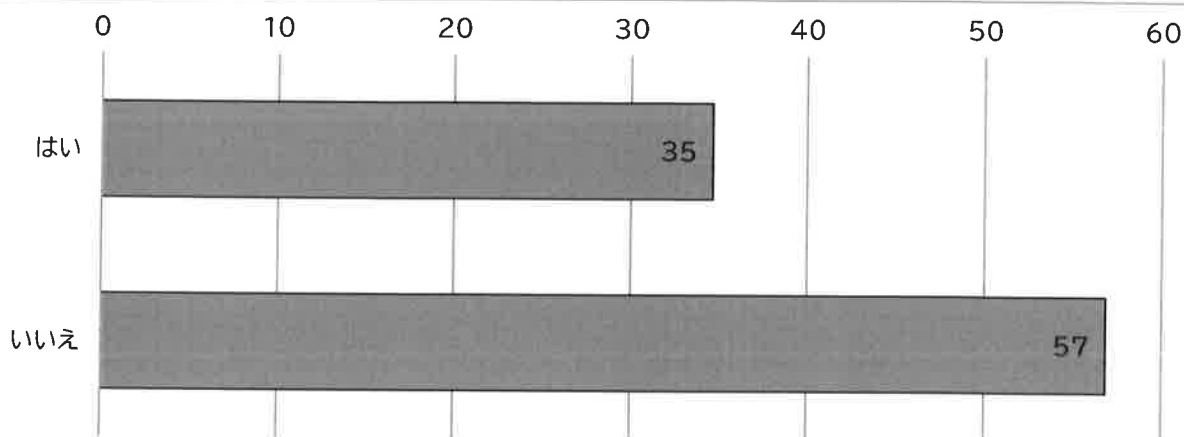
【Q4】 あなたの施設(病院)では、近年、身元保証人等になるべき人がいないという方が増えていますか。



身元保証人等になるべき人がいないという方が増えているかについて、「いいえ」が48%であり、「はい」は45%でした。

5-5 身元保証人等の不在による契約の拒否

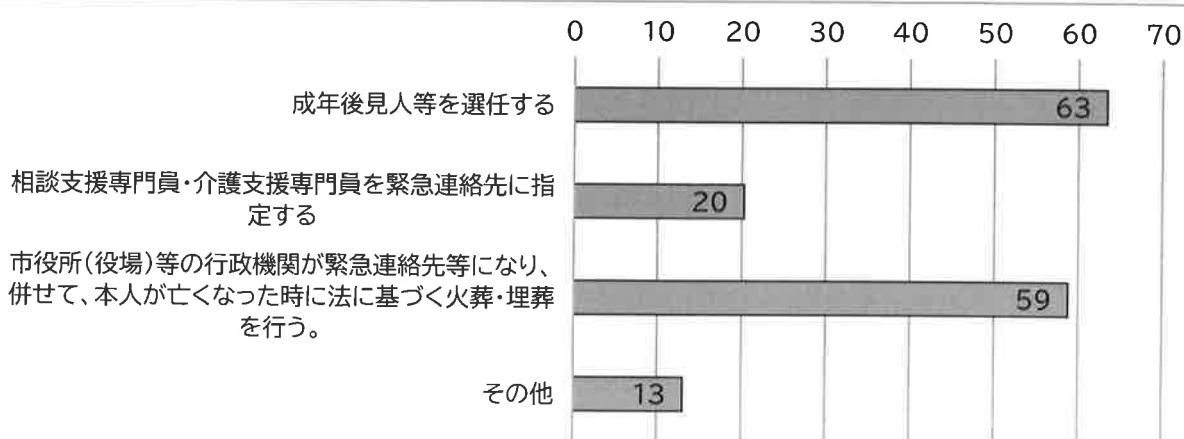
【Q5】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、入所(入院)を断ることがありますか。



身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、入所(入院)を断ることがあるかについて、「いいえ」が57%、「はい」が35%でした。

5-6 身元保証人等の不在時の受け入れ条件

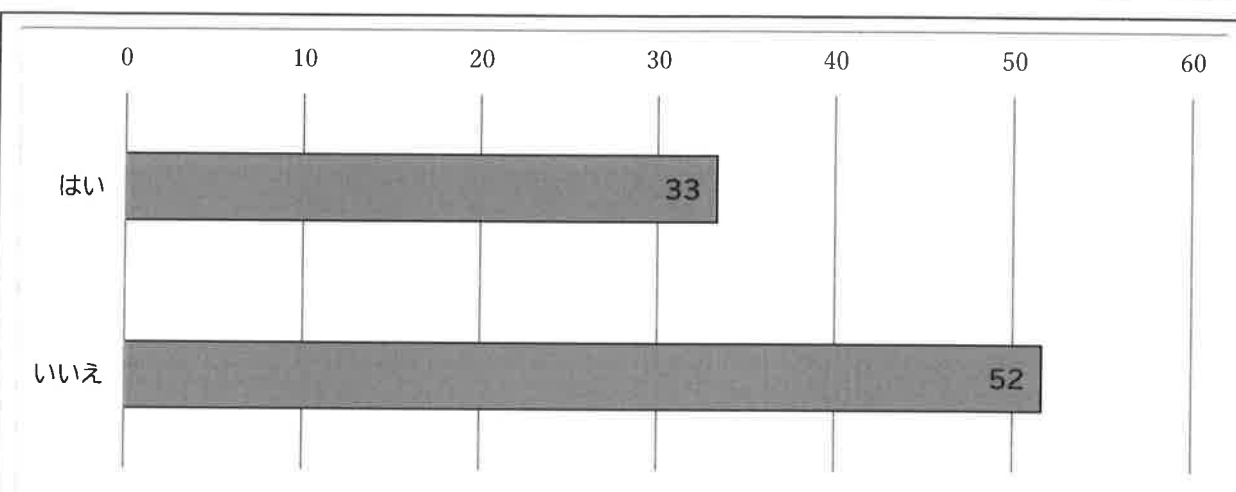
【Q6】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、他にどのような対応をすれば、入所(入院)することができますか(できるとお考えですか)。(複数回答可)



身元保証人等になるべき人が、どうしてもいない時、他にどのような対応をすれば入所(入院)することができるかについて、「成年後見人等を選任する」が63%と最も多く、次いで「市役所(役場)等の行政機関が緊急連絡先等になり、併せて、本人が亡くなった時に法に基づく火葬・埋葬を行う」が59%でした。

5-7 身元保証人等の債務保証

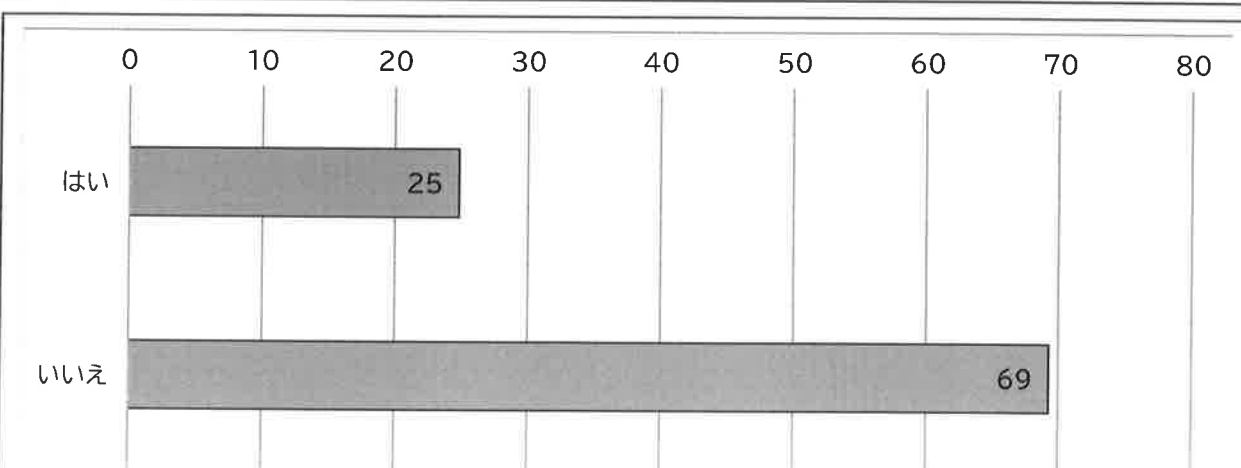
【Q7】 あなたの施設(病院)では、身元保証人等との間で、入所(入院)する方の債務(入院費、施設利用料、損害賠償等の一定の範囲に属する不特定の債務)を保証する旨の契約をする場合、法律の改正により令和2年4月1日から、書面にて極度額(身元保証人等が責任を負う限度額)を定めなければ、その契約は無効になることをご存じですか。



令和2年4月1日から、書面にて極度額(身元保証人等が責任を負う限度額)を定めなければ、債務保証にかかる契約は無効になることを知っているかについて、「いいえ」が52%、「はい」が33%でした。

5-8 身元保証人等の不在による困難事例

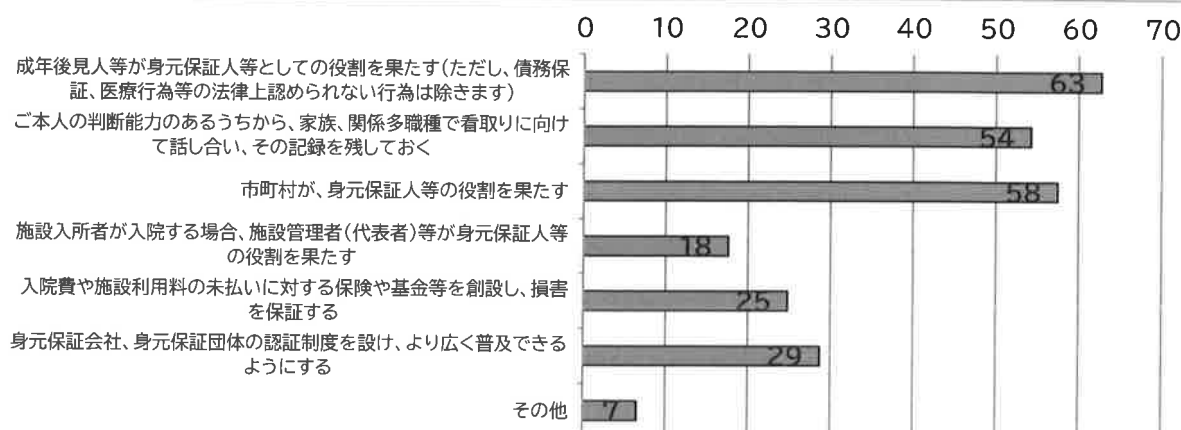
【Q8】 あなたの施設(病院)では、入所(入院)する方に、身元保証人等がないことで、実際に困ったことはありましたか。



入所(入院)する方に、身元保証人等がないことで、実際に困ったことがあったかについて、「いいえ」が69%、「はい」が25%でした。

5-9 身元保証人等の不在時の課題解決

【Q9】 今後身寄りのない方が増え、身元保証人等になるべき方がどうしてもいないケースが増えると予想されますが、こうした課題に対して、どのような対応策・解決策があるとお考えですか。（複数回答可）

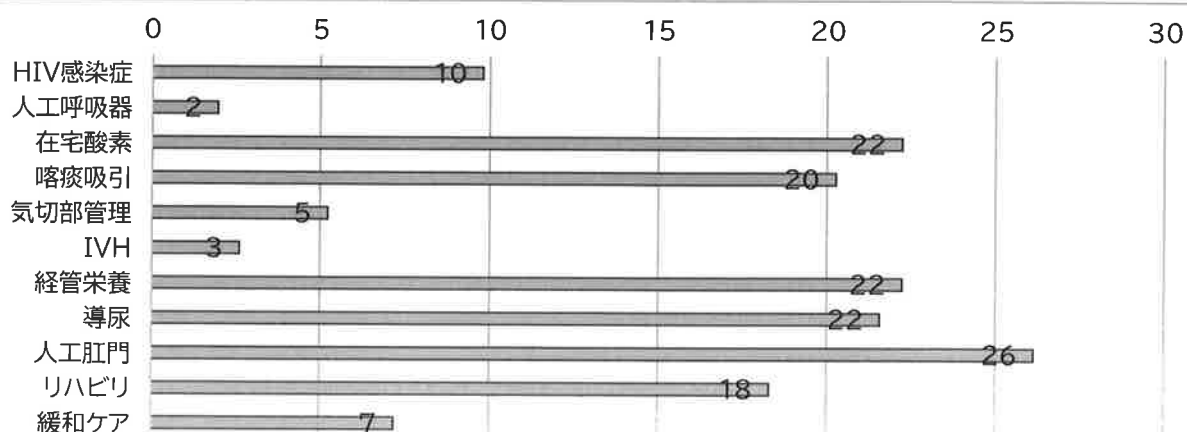


身元保証人等になるべき人が、どうしてもいないケースが増えると予想されますが、こうした課題に対して、「成年後見人等が身元保証人等としての役割を果たす」が63%と最も多く、次いで「市町村が、身元保証人等の役割を果たす」が58%でした。

5-10 医療的ケアを要する者の受け入れ

【Q10】 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会権利擁護部会では、感染症があったり、特段の医療的ケアが必要であったりする方の、施設での受け入れについて、今後検討をしていく予定であるためお尋ねします。

下記選択肢にあるような「疾患のある方」または「特段の医療的ケアの必要な方」の受け入れは可能ですか。可能なものにチェックを入れてください。（複数回答可）



「疾患のある方」または「特段の医療的ケアの必要な方」の施設での受け入れが可能かについて、「人工肛門」が26%、次いで「導尿」、「経管栄養」、「在宅酸素」がそれぞれ22%でした。

6. まとめ

(1) 病院・入所施設における身元保証人等の状況

- 調査の結果、入所（入院）契約を締結する際に身元引受人等を求める施設（病院）が66%と半数以上の施設において契約時に身元引受人等を求めている実態が確認できました。また、「誰もいない場合には求めない」施設（病院）が27%と、私たちが予想するより多くの施設（病院）が誰もいない場合には保証人等を求めている実態があることも知ることができました。
- 身元保証人等の不在時にも入所（入院）を断らない施設（病院）が57%であるのに対し、入所（入院）を断る施設（病院）も35%あるということで、予想よりも多い結果となりました。また、「どのような対応をすれば入所（入院）できるか」への回答では「成年後見人等を選任する」が63%と最も多くなりましたが、Q3で施設（病院）が身元保証人等に求めていることの全てが解決できるわけではないため、成年後見人等が「できること」と「できないこと」の理解を求めていくことが必要だと思われます。

(2) 身元保証人等に求める役割

- 身元保証人等を置く（求める）理由としてまず考えられるのが、債務の保証、つまり金銭的な面での担保が必要だからと予想されましたが、調査結果からは必ずしもそうではないということがわかりました。
- 施設（病院）は、①緊急時の連絡先の役割を求めており86%という高い結果でした。次いで、②身柄や遺体の引取り、③医療行為の同意、④施設利用料の支払いの保証の3点についても、約7割の施設（病院）が身元保証人等の役割として求めています。この①から④の柱が代表的な役割ということができます。
- また身元保証人等がいなくても、やむを得ない事情として3～4割の施設（病院）では、その裁量で諸々の処理対応及び法律行為を行っていることもわかりました。このことから、身元保証人等の存在は病院や施設側の業務量の負担軽減の観点、身元保証人等がいるという「安心材料」として求められている一面があると考えられます。債務の保証より緊急連絡先としての機能が期待されている点を考えると、必ずしも身元保証人等ではなくてもよいという考え方ができ、緊急連絡先として機能する何らかの（職能）団体や個人がその役割を担っても良いということになります。
- 今後身寄りのない方が増えていくと推計され、そういった場合の対応については前面的には行政が責任をもって行うべきことと推察されますが、（職能）団体や個人、成年後見人等が役割を分担しながら担う体制もあると良いと思います。

(3) 身元保証人等を代替する仕組みへの期待

- 一般的に、成年後見人やケアマネジャー等を身元保証人と捉えている方が多く、その役割を大きく期待している傾向が見られました。
- 身元保証人等に求められる役割が多岐に渡り、各施設（病院）で、求められる役割は必ずしも一様ではありませんでしたが「成年後見人等が身元保証人等としての役割を果たす」を選択した施設（病院）が全体の66%と一番多く、成年後見制度への期待の表れではないかと思われます。
- 各施設（病院）では、緊急連絡を含む、確実な連絡先の確保に大きな必要性を感じているようで

す。その一方、専門職の成年後見人の場合、債務保証や医療行為への同意をすること等、できないこともあるため、この点について求められる役割と実際の制度についてのミスマッチが生じているようにも見受けられました。現在の成年後見制度や身元保証等に関する問題に対して、より柔軟に対応できるようにとの期待の表れかも知れません。

- 「市町村が、身元保証等の役割を果たす」も 58%と多く、行政に身元保証等の役割が期待されていると見られました。
- Q5で、施設(病院)の35%が身元引受人のいない場合は入所(入院)を断ると回答がありましたが、身元引受人に求められる事項に他の機関が対応できれば、入所(入院)を断るといった事態が減少すると考えられます。身元引受人に求められる事項を代行できそうな機関は、成年後見人、相談支援専門員、介護支援専門員、市役所(役場)等の行政機関が挙げられます。
- アンケート全体の回答から、本人の意思や死後の対応といった施設(病院)だけでは判断が困難な問題についても、適切な仕組みが構築されることを期待されていると考えられました。

7. アンケート結果を受けて権利擁護部会での今後の活動

令和4年度から自立支援協議会の体制が変更することを受け、各地域協議会で今回の調査まとめを活かした活動及び情報発信をしていただけるよう、権利擁護部会員から集約した意見とともに各地域協議会へ引継ぎます。

報告事項 2

強度行動障がい児者支援事業所における実態調査の報告について

強度行動障害児者支援検討プロジェクト

1 趣 旨

強度行動障害児者支援検討プロジェクトで付託を受けた、強度行動障がい児者支援事業所における実態調査について報告をするものです。

2 内容及び調査結果

別紙参照（P **31** ～ P **41** ）

回答のあった47事業所のうち、20事業所で強度行動障害児者の支援を行っているという結果になりました。

強度行動障害児者の支援の中で、他害、自傷、破壊といった行動特性上の行為に困り感を抱えていること、また意思疎通の困難さにも悩みを抱えていることがわかりました。また、常に1対1又は1対2の対応が20ケースと多く、1人対応の場合でも複数の支援者が交代で対応する（実質1対複数）ことが多いということも明確になりました。

事業所における課題として、「人材不足（専門的人材不足）」と「特性に配慮した造作」であり、当事者の特性に対応ができる「人」と「場所」が不足しています。「緊急時の受け入れ先不足」も地域生活を行うための大きな課題となっていることも見えてきました。

3 今後について

新たな資源づくりに繋がるよう、地域の現状をより具体的に把握しわかりやすく説明できる実態調査の実施や、支援の現状を共有し当事者及び支援を孤立化させない場づくり等、松本圏域における今後の取り組みに活かしていきます。

強度行動障がい児者支援事業所における実態調査まとめ

□ アンケート回答事業所等

29 法人 47 事業所 と 特別支援学校 3 校

事業所内訳 入所・生活介護 5 事業所

生活介護 3 事業所

生活介護・放課後デイ 1 事業所

放課後デイ・児童発達 9 事業所

居宅介護（居宅 行動援護 重度訪問介護 移動支援 同行援護）6 事業所

移動支援 1 事業所

共同生活援助（グループホーム） 11 事業所

日中一時支援 1 事業所

指定特定相談支援 8 事業所

就労継続支援 B 2 事業所

□ 記入者の立場 *複数回答あり

①施設長 6 名 ②管理者 22 名 ③サービス管理(提供)責任者 12 名 ④児童発達支援管理責任者 5 名
⑤支援員 2 名 ⑥ヘルパー 1 名 ⑦世話人 1 名 ⑧相談支援専門員 5 名 ⑨その他（支援係長 1 名、
理事長 1 名、事務長 1 名）

□ 所属事業所の全体スタッフ数

①全職員数 597 名

うち②正規職員 281 名(47%) ③嘱託職員 67 名(11%) ④パート職員 248 名(42%) ⑤不明
1 名

※ その中で、強度行動障がい者支援研修受講済み者数

【いる】 24 か所 64 名

【いない】 22 か所〔入所 2, 生活介護（通所）1, GH 7, 計画相談 4, 就労 B 1, 日中一時 1,
児童発達・放デイ 1, 居宅介護 4（うち 1 か所は行動援護研修済者 4 名）、移動支援 1〕

【記載なし】 1 か所

□ 質問

①利用者に強度行動障がいのある方がいますか

行動障がいの利用者 【いる】 30 か所 【いない】 20 か所

②うち 強度行動障がいの利用者 【いる】 20 か所 【その他】：行動的にいる 1 か所

③強度行動障がいとを感じる場面について

具体的な内容

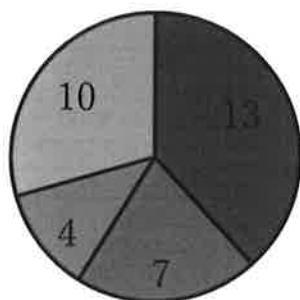
- ・他者に対して危険な行動
- ・自傷行為、他害 ・突発的な行動
- ・多動、人を叩く、つねるなどの他害
- ・意思決定が難しい ・コミュニケーションが難しい
- ・飛び出し等が常時ある
- ・大声での寄声 異食 社会的ルールが守れない（放尿、放便 等）
- ・多動、行動停止、不安定な行動
- ・突発的な状況又は、理由が分からない場面で、かなり強い自傷又は他害が繰り返し起こる。
- ・社会的なルールよりも自分のルールを行動で優先させようとする。
- ・他の人にかみつきの暴力をふるってしまう。
- ・自宅以外で破壊行為があるとき
- ・感情表現や余暇の過ごし方が排泄行為によって行なわれている方
- ・飛び出しがあり、支援者一人では対応困難なとき
- ・逃避行動するための暴力行為
- ・頻発するてんかん発作による転倒や不穏状態
- ・突発でくる激しい時の他害行動（職員の負傷の大きさ）
- ・便塗り便コネ

④強度行動障がい児者支援時の対応者数

※ 利用者 1 名に対して【常時】 1 対 1 13 か所（うち学校 1）、 1 対 2 7 か所（うち学校 2）

※ 利用者 1 名に対して【時々】 1 対 1 4 か所 、 1 対 2 10 か所（うち学校 1）

支援時の対応状況（単位：事業所）



■ 常時 1対1 ■ 常時 1対2 ■ 時々 1対1 ■ 時々 1対2

※ 利用者 1 名に対して 1 日トータルでは

【1 対 1】 8 か所

【対 1~2】 2 か所

【対 2~3】 1 か所

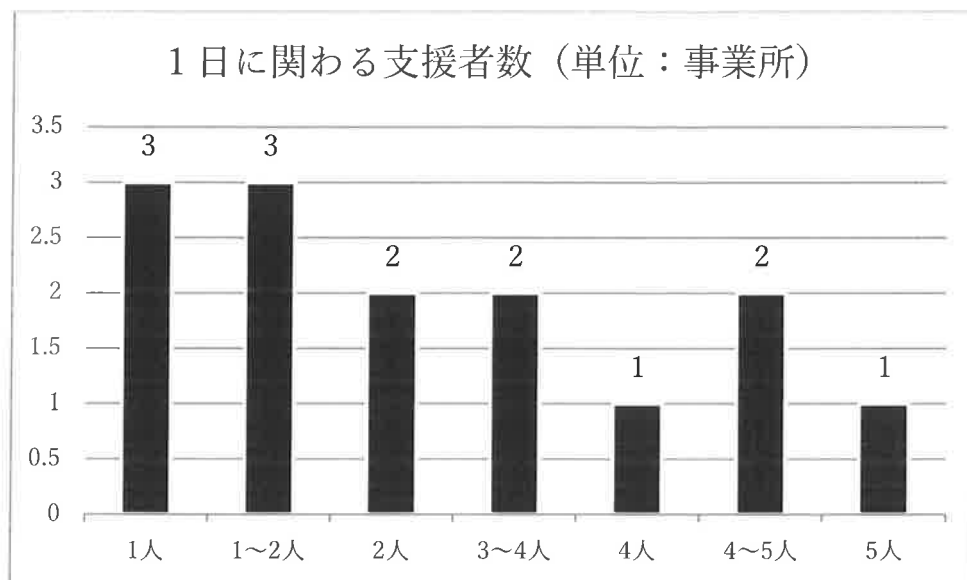
【対 3】 1 か所

【対 4~5】 1 か所

【対 5】 1 か所

※ 1対1の支援の場合、1日に関わる支援者数は

【1人】3か所 【1～2人】3か所 【2人】2か所（うち学校1）【3～4人】2か所（うち学校1）
 【4人】1か所 【4～5人】2か所 【5人】1か所 【該当なし・記載なし】23か所（うち学校1）



支援の内容 ①見守り支援：8か所（うち学校2） ②直接支援：13か所（うち学校2）

③その他：2か所（相談支援事業所…家族や事業所との調整、支援会議の開催、課題の共有や統一、支援方法の検討）

具体的な支援内容を教えてください

- ・家族や計画相談が希望する支援内容を、支援計画シートを作成し「行動援護」にて対応
- ・自傷回避対応、多動への安全確保、突発的な行動に対応できるように見守り
- ・作業支援、見守り、不穏時は1対1で対応
- ・相談支援であるため、直接支援はしていない。支援者やご家族の困り事があった場合に支援者会議を行い、課題の共有や統一の支援方法を検討する。
- ・移動する際に急に走り出したり、暴れたりすることがあるため、2名で対応しないと危険。決して手を離してはいけない。
- ・買い物、食事、散歩、プール、入浴、見守り、カラオケ
- ・歩行 ・ドライブ ・カード遊び ・トイレ誘導見守り ・食事見守り ・歯磨き介助
 - ・清拭（汗かき） ・ノート記入送り出し ・視覚支援（構造化）の確認 等
- ・行事参加へのチャレンジ

その他自由にご記入ください

- ・排泄介助は、介護者1名では体動が激しく困難なため家族が付く。
- ・シフトに入っているスタッフは通常業務をし、サビ管や対応できる正規職員が対応するようにしています。

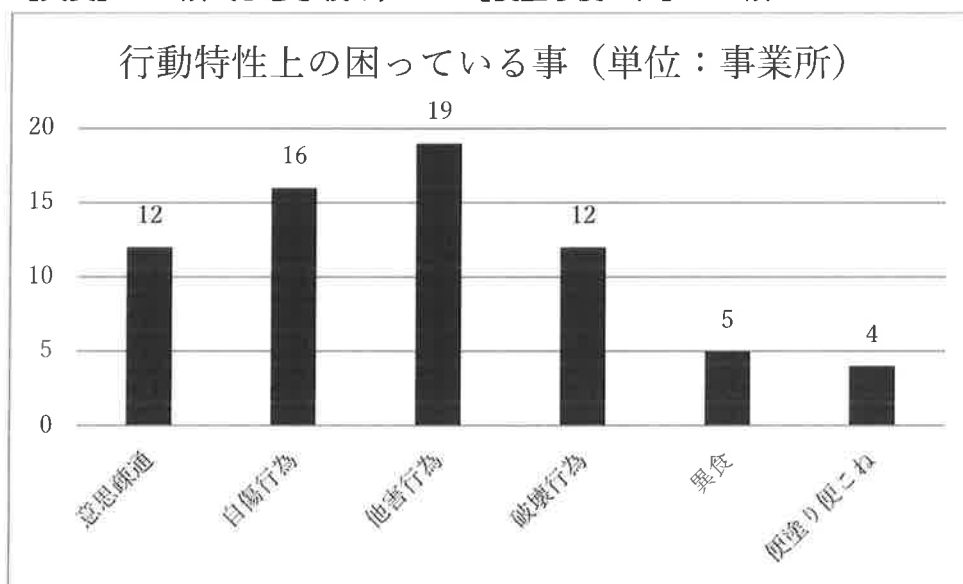
- ・行動援護 2 人対応可の人については、施設入所や通所時は 2 人分の報酬は支払う必要がある。今の現状だと他の利用者さんの支援の量を減らして支援を行っている状況で不公平感が発生している。
- ・他の利用者を守るため、距離をとる等の配慮が必要。
- ・行動援護では公園散歩、ドライブなど個別で過ごせる余暇が主。

⑤ 強度行動障がい児者支援をする上でご本人の行動特性上で困っている事

【意思疎通が図れない】12 か所（うち学校1） 【自傷行為】16 か所（うち学校2）

【他害行為】19 か所（うち学校3） 【破壊行為】 12 か所（うち学校2）

【異食】5 か所（うち学校1） 【便塗り便こね】4 か所



※このような行動で身体拘束や隔離を伴う支援の有無

【ある】4 か所（うち学校1）

【なし】15 か所（うち学校1）

※ある場合の具体的な内容

- ・別の部屋へ移動する。好きな玩具で遊んで、落ち着いたたら他児と合流する。他児も自由に行き来できる隔離であるが、そのような状況の時は他児が不安になり、同じ空間に居られなくなる。
- ・ミトン、施錠
- ・送迎の車中で、シートベルトを外してしまうためロックをかけているが、すり抜けてしまうため横に一人ついてすり抜けないようにしている。
- ・車に乗っている時は、チャイルドロックで開かないようにしている。

その他自由にご記入ください

- ・指しゃぶりが強くて、皮膚の損傷を起こす。
- ・手がかかる、という理由で支援先が見つからない。あっても、時間や日程が限定されてしまう。
- ・身体拘束や隔離はありませんが、どうしても対応しきれないときは、病院に連れていき、入院な

どしていただいています。

- ・困っているのはご本人であるため、しっかりと本人の特性と環境調整を行っていく事が必要。他害や破壊行為、異食、便こねにも理由があって行っているため、それに対するアセスメントをして対応していく事が望まれる。そのためには、一事業所で抱え込まず、各関係機関と連携を取りながらチームで支援にあたる事が良いと思われる。
- ・行動に停止が30分以上続くこともある。
- ・運転手以外に他の利用者が同乗していると襲いかかり、髪をつかんだり、叩く、咬みつく。
- ・視覚的、聴覚的な刺激に弱いため、個室に準ずるスペースを確保している。
- ・意思疎通がはかれないのではなく、分かってあげられていない。

⑥ 事業所として強度行動障がい児者支援における課題

人手不足： 18 か所

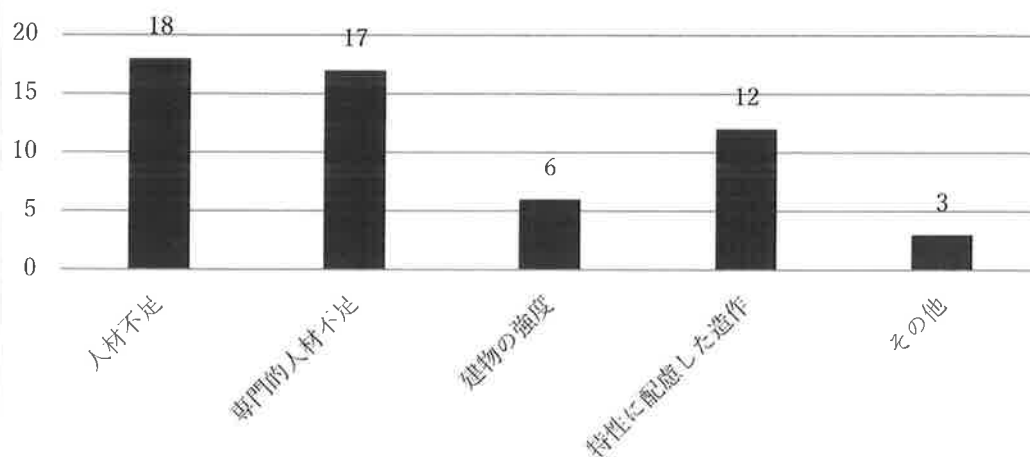
専門的人材不足： 17 か所〔具体的な専門性：男性不足 〕

設備面での不足： 18 か所〔建物の強度 6、特性に配慮した造作 12、その他 なし〕

その他の課題： 3 か所〔立地、音 〕

報酬面の課題： なし

支援における課題（単位：事業所）



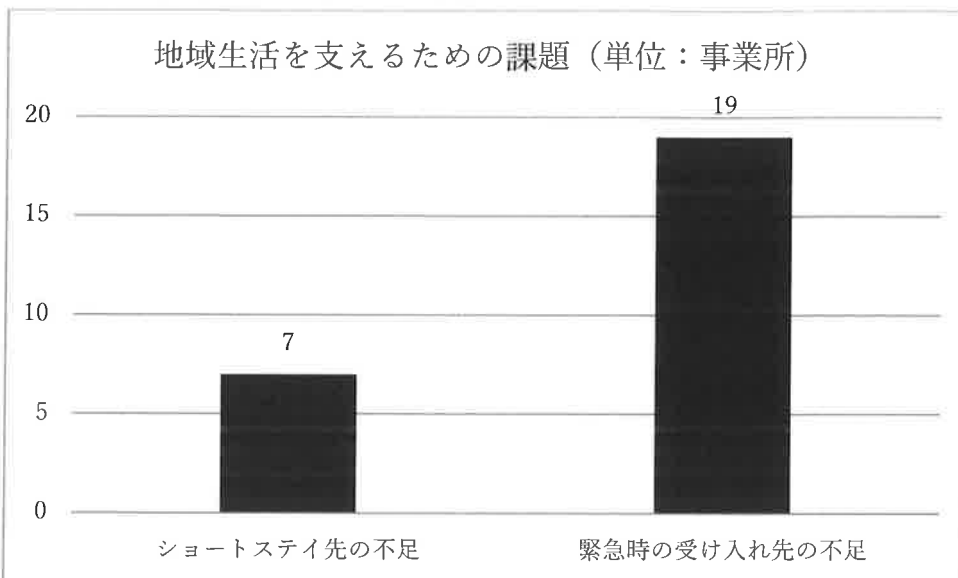
自由記載

- ・体動が激しく、家族の援助がないと一人対応は困難であるが、スタッフの二人対応は難しい。
- ・身体が大きくなってきて、女性スタッフでは安全確保が難しいと感じることが度々ある。
- ・指導者が人材不足なので、地域の人材が育っていない。
- ・強度行動障がい者の受入は経験がないため、スタッフの知識不足、専門性がない等の問題が生じると思われる。
- ・クールダウンできる場が少ない。
- ・就労に結び付けるのが難しいため。

⑦ 強度行動障がい児者の地域生活を支えるための課題

ショートステイ先の不足：7か所

緊急時の受け入れ先の不足：19か所



その他自由記載

- ・専門性のある人材の不足
- ・家族に頼ることが多い。
- ・第6期障害福祉計画の重点目標の、行政の青写真の示し（課題が明確になっている今の段階で、人材育成予算、ハードづくり予算がいくらとれているのかの示しを各市村が提示）
- ・病院にも断られてしまうことがあるので、病院でもグループホームでもない、どこか緊急的に受け入れてくださる施設があると大変助かります。少し時間が経てば落ち着くことが多いです。
- ・そもそも受け入れ先が無い。通所系はほぼ無いと言ってよく。訪問系は受け入れ先が少なく、特定の事業所さんをお願いするしかない状況。それぞれの事業所さんが現在の利用者さんで手一杯であることもよく分かるが、やはり無い事も事実。ショートステイ先も、破壊があると次の利用が難しく（破壊の修繕期間は受け入れができず、修繕が終わってもご本人が行きたがらない、行っても破壊することで帰れると思って破壊が続く、等がある）圏域外にショートステイをお願いする状況もあった。
- ・長期休暇中の受け入れ先
- ・重度訪問介護など夜間自宅支援ができる事業所が増えていく必要がある。行動障害のある人が低刺激で生活できるグループホームを中信地区に作っていく必要がある。
- ・転倒してもケガしにくい、破壊されても安全な壁、窓
- ・行動停止しても寒さ暑さをしのげる居場所の確保
- ・親御さん（溺愛、まだ家で見れる、他の所は使いたくない等の発言）→何かあった時に対応が難しい。
- ・入所事業所の受け入れ状態
- ・学校時代の在り方（？）

⑧教育や医療との連携強化に必要と思われること（一部抜粋）

- 教育分野は、現場職員の声もひろう必要がある。
- 寄宿舍のあり方成り立ちなど知らないが、暮らすことをテーマにした場合、寄宿舍の役割、もしくは構造改革も必要なのかもしれないと考えますが、そこは教育分野でもあり、分野を超えた連携ができていくと良いです。プラス、就学前利用機関も連携が必要
- ご家族様とはもちろんですが、関係機関との話し合いがもう少し必要だと思います。
- 当事業所では児童発達支援も行っているので、やはり早期の療育と保護者支援が重要だと実感している。また、小学校に入ってしまうと大半の時間を学校で過ごしているのにも関わらず、見えない部分が多くなる。連携強化は必要だと思う。
- 養護学校での支援マニュアルを、介護事業者に共有させてもらえなかったことがあったが、共有するための工夫が出来るような視点での仕組みがあるといい。
- 強度行動障がいについて学習する機会が少ないため、一般的に理解を得ることが難しいと思われる。医療や福祉以外にも理解や関心が持てる方が増えなければ何も変わらないと思う。
- 研修の機会
- 医療面からのアプローチの具体例を知る機会
- 学校側でも支援会議等が多くあり、そこに福祉サービスの会議を合わせると家族にとっても負担が大きい。学校の会議に福祉サービスが入っていけるような仕組みができると相談支援専門員としても助かる（現在は学校毎に調整をしているため、学校の考え方で入りやすいところもあれば入りにくいところもある）。
- 医療関係は話をしていけば会議に参加してもらえる病院もあり、助かっています。
- 放課後等デイサービスと学校、相談支援専門員が早い段階から会議等をして連携していく事が必要。また、高校卒業時や卒業後に前の担当と新しい担当が引継ぎを行う事がスムーズな支援につながる。
- 養護学校を卒業後、通所先や入所先が決まらない場合、同じような環境設定ができないことがある。受け入れ先が見つからない場合の自宅での過ごし方も視野に入れて、早い段階からの支援会議の開催が必要。
- 入所する前に提供される情報が少ない。また、医療とのつながりが難しい。
- 20 代後半から出現しやすい 2 次障害として見据え、養護学校での生活の中で強化されるであろう行動障害を予測し、時間をかけた支援内容検討が行われると良いかと思います。
- 養護学校との、行動障害になりそうな生徒さんの情報交換と、卒業後の施設生活を見据えた生活スタイルだったり、活動内容の確認。医療も、情報交換の場だと思うし、どうしても我々支援員は大変な部分を沢山伝え過ぎてしまい、大切な情報がドクターに伝わらないと感じる。
- 卒業後を見据えた学校生活を送るためにどんなことが必要かなど、高等部になってからでなく、もっと小さい頃から伝え合えると良いのでは。みんなと一緒にでなく、一人で過ごせることや、終わりの仕方など。
- 医療でできることは限られているけれど、ドクターが分かっているとチームは安心。
- 定期的な会議の実施（ドクターを呼ぶ、もしくは病院で会議）
- 学齢期の関わり方や、療育的・専門的な支援、成人期に生かせる支援が受けられないか。
- 医療： 服薬の調整と、緊急時のレスパイト的な支援についての相談が受けられないか。

- 県の教育委員会と障害福祉課の連携は必須だと思います。(強度行動障がいだけでなく)
その上で、親に任せない、地域で暮らすことを念頭に置いた特別支援学校(十寄宿)教育の在り方が検討されること。以前相談業務で、親が学校側から精神科通院(入院)を進められるケースをよくみました。
- 連絡を密に取り合う。それぞれの立場で子どもの姿を伝えあい、意見のすり合わせをする。
現在こども病院の療育支援部を通じ、Webex を利用したりハビリの見学や支援会等を行っています。
コロナ禍の時期でもあり、大変有効に利用させて頂いています。
- 相談専門員さんの中には、大変細やかにお子さんやご家庭の様子についてご報告、ご相談頂いているケースがあります。先手の支援となるため、お子さんの安定した生活に直結しています。

⑨松本圏域としてあったらいいな~と考える資源や取り組み(一部抜粋)

- 利用できる施設の一覧と空き状況を取りまとめて、一目でわかるシステムがあればいいと思う。
- ⑧にあるような連携
- 情報の共有ができる場 • 事業所間での情報共有の場の確保
- 日中に居られる場所や、緊急でもない時に受け入れてくれるショート
- 支援者が励みになるような、いい方向に向かっている取り組みに実例を知りたい。
- 緊急時に医療機関と連携できるシステム作り (ただし、医療機関に長期入院にならないようなお約束システム)
- 今年、グループホームの加算にも強度行動障害関係が追加されましたが、判定はどのように進めたらいいか、サビ管もスタッフも良くわかっておらず、私が個人的に付き合いのある相談支援専門員から「事業所から市町村に直接お願いしたら、担当者が来てくれる」と教えていただきました。
そういった情報を積極的に発信いただければと思いますし、行政も区分認定の際に、強度行動障害の判定もして、該当する場合は事業所に通知してもらうなど連携できればありがたいです。
- 研修での講師の実力が不足している。
- 参加しやすい(日時、場所等)研修の機会の確保
- グループホーム利用の希望はあるが、情報が少ない。本人とグループホームの希望を確認して、グループホームとマッチングできる制度があればよい。
- 該当者を支援する場が病院・入所施設に限らず、地域(在宅)との中間となる24時間対応の資源があると良いと思います。
- 強度行動障がいの程度に合わせて利用できるサービスが、さらに細分化されるとよいと思います。
- 緊急時の受入れ先(2か所より)→その後の適応 元の場合へゆるやかに戻っていくための対応ができる場
- 予防的取り組みとして、各機関への実態調査、情報共有、支援の検討のできる場
- 家庭の中でご本人とご家族の関係性が崩れてしまうと、家庭にしながら支援の立て直しは難しいので支援の立て直しをするための一時的な拠点(集中支援の場)
- 行動障害の方の集中支援的な場所
- 強度行動障がいに特化したデイサービス
- 行動援護サービス事業所

- ・介護保険サービスの小規模多機能型事業所のような障害福祉サービス事業所ができると良い。日中デイサービス、ホームヘルプサービス、短期入所がセットになった事業所があると、コロナ禍で受け入れ拒否等を防ぐこともできると思う。
- ・一法人に受け入れ先を用意して、増やしてというのはかなり難しい。行政がリーダーとなり、建物等の整備・管理を行ない、各事業所から支援者を出向等してもらうのはどうか。
- ・学生などに行動障害のあり方の日中一時支援のアルバイト等を担ってもらえる仕組みを考えられないか。
- ・現在のプロジェクト研究（「地域生活拠点整備プロジェクト」も含め）、一定期間でまとめを出し、次の取り組みテーマも出す。継続した組織的研究を続け、資源開発などに繋がれたら。
- ・専門知識を持った方との意見交換の場があればいいと思う。
- ・非常に困難なケースに関しては、有期限でローテーションしていくような特別支援チームが合ったらいいな～と思います。
- ・ショートステイ中に外部支援者が加わり、一緒に対応する。
- ・支援関係者が現場に来てみてほしい。現実を知り、ご家族の苦労にも思いを寄せて頂きたい。
- ・松本圏域で強度行動障害に関わる人が、施設を超えてお互いに支援の見直しをしたり、組み立てたりをして関われる施設を増やしていく。派遣される事業所にも報酬がつくように。
- ・大人でも使える公園（子供用遊具は使いづらい）
- ・マスクをしなくても入れる施設（コロナ禍で入れる施設が激減した）
- ・行動障害の方が過ごせそうな施設のマップ（トイレ、お風呂、公園など）
- ・緊急時などは、一緒に松本市の方も関わって頂きながら連携を取りつつ取り組んで頂けると有難いです。
- ・総合安全センターはるかぜ、のような取り組みを圏域として作れないか。
- ・専用又は入所併設の受け入れ場所がある（ハード面の整備された）
- ・（強行の方に限らず）入所事業所やグループホームでのショートステイが気軽にできること。環境が整う事。
- ・居宅支援事業所が増える。
- ・特別支援学校、支援学級の先生方と、合同研修会（事例検討会）を行う。
- ・強度行動障害者を支える施設・サービスの充実
- ・難しいかもしれませんが、朝の登校時の移動支援サービスがあるといいなあとと思います。他害があるため遠い地域に住んでいるのにスクールバスも利用できず、保護者の方の負担が大変大きいというケースが複数あります。

⑩ 当プロジェクトへの意見

- ・このプロジェクトが今回だけでなく、定期的開催されることで情報交換できる。名称が変わっても、今後も続いていけばよいと感じています。
- ・生活の場の提供に興味があります。新しい施設を作る上でのアドバイス等いただければ、より現実的にご協力がしやすくなると思います。
- ・男性職員が不足している。その原因を考えて行く必要がある。

- ・良い方向に向かっている事例も発表することで、皆様のモチベーションも上がり、課題に感じている事例にもヒントがあるのではないのでしょうか。
- ・お役に立てることがなかなかできませんが、多方面の皆さんのお話をお聞きすることができる貴重な時間であり、いつもありがたくご参加させて頂いております。

⑪ その他意見等（一部抜粋）

- ・入所施設は足りているのでしょうか。不足しているとしたら、その不足分の人達はどのように生活しているのでしょうか？
- ・入所を希望しても、行動が激しい時にはマッチングが難しい、と入れず、行動が落ち着いてくると今度は入所の優先順位が下がってしまい入れない、ということがありました。その間に他の方は入所が決まって…。難しいと思うが、どうにかならないものか。家族の負担はいつまで…。
- ・社会の人材不足は課題ですが、その中で福祉、更に障害分野は深刻です。更に、障害分野の利用者の高齢化問題も深刻な状況になってきています。
- ・地域の皆様、各関係機関の皆様と協力し、より良い支援等行っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
- ・加算対象の強度障がい者支援研修はとても内容が良いものだと思うが、日々子どもたちを可愛がってくれるパート職員向けの短時間の講座等あるといいなと思う。
- ・精神障がいを持つ方を対象にサービス提供しており、強度行動障がいの方がおりません。受入れの経験もありません。
- ・行動障がいのある方への対応には苦慮することも多く、現在も日々悩みながら業務を行っており、強度行動障害の方の受入れを検討することが難しい状況です。「こうすると対応できる」という提案があると、経験のない事業所も受け入れを検討しやすくなると思います。
- ・強度行動障がいの方の受け入れから逃げている感があり、申し訳なく思います。
車を運転中、街で行動障がいの方を一生懸命押さえている男性の方を見かけます。ご本人も辛いだろうし、スタッフの方も辛いと思います。自分は、車を停めて何かお手伝いをした方が良いのか？と思いながら、迷い、そして走り過ぎてしまいます。（知らない者が近づくことで逆効果になると思うことも有） 同じ福祉に携わる者として、そういった時にジレンマを感じます。
- ・現状では不足したサービス部分を相談支援専門員が直接担う等でないと、その場をしのぐことも出来ない状況です。そんな中で地域での支援を続けるためには、生活介護等の通所系と行動援護等の訪問系が増えてほしいですが、担い手としては事業所というよりは法人単位で増えてほしいと思います。多くの法人が少しずつ負担することで、支援者のスキルアップや地域の理解も広がっていくのではと思います。
- ・新たな強度行動児者をつくらないためには、健診等における発見から始まり、就学前の療育から小中高の集団生活を経て大人になって独り立ちするまで（それ以降もですが）の一貫した本人だけでなく世帯への支援が必要で、そのためには市村における仕組みが出来ていくとよいと思います。
- ・強度行動障害の利用者さんが松本市に200人近くいることになっていますが、本当に支援困難なケース、療育困難なケースなのかどうかと思うところがあります。行動障害スコア10点以上でもそれほど困っていないケースもあると思われるので、もう少し詳細な統計をしてもらった方がよいと思われる

す。

- ほぼ毎日、職員が傷だらけ（咬傷や打撲など）職員は常に青あざがある。
だんだん体も大きくなり、力も強くなってくるので、限界になった時にどうすればよいのか分らない。
ご家族の顔を見ると、お断りをするのは辛い。正直、疲れている。
- 例えば、公立保育園の跡地のような場所で、多法人で使える、行動援護の憩いの場として利用できないか。
- 行動援護 2 名支援の場合
同じ事業所で有資格者を 2 名が難しい場合がある。他の事業所と 1 名ずつの職員で支援したり、行動援護の要件を満たさない職員とのペアでも支援できると、提供できる時間が増えるのではないか。
- 例えば主介護者がコロナに感染した場合のことを想定した場合、本人をどのように支援するのかなど、緊急時対応についての取り組みを急ぐ必要があると思われる。

報告事項 3

専門部会・プロジェクト報告について

1 趣 旨

令和3年度 各専門部会及びプロジェクトの取り組み事項について報告するものです。

2 報告内容 (P **43** ~ P **65**)

- (1) こども部会
- (2) 地域移行部会
- (3) くらし部会
- (4) しごと部会
- (5) 市町村部会
- (6) 権利擁護部会
- (7) 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト
- (8) 強度行動障害児者支援検討プロジェクト
- (9) 地域自立支援協議会検討プロジェクト
- (10) 相談支援体制検討プロジェクト

こども部会 幹事会報告

部会長：池内 泰恵（障がい者総合相談支援センター Wish）

副部会長：丸山 紗耶（松本市 こども福祉課）

付託事項

	付託期間	
--	------	--

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
11/17	第3回部会 （1）幹事会報告他 （2）サービスのご案内の更新について （3）緊急時プランの作成、普及について （4）来年度の体制に向けて	（2）事業所については松本市2事業所、安曇野市2事業所追加。→12月に更新 （3）連絡会等での紹介、必要な方に個別に提案する等の取り組み、次回共有をする。 （4）別紙参照
1/12	第4回部会 （1）県療育部会報告他 （2）緊急時プランの普及に関わっての取り組み及びまとめ （3）今年度及びこれまでの活動の振り返り （4）来年度に向けての整理、まとめ	（1）第3回県療育部会：障がい児通所支援事業の在り方に関する検討会報告書の共有（中核的な支援機関としての児童発達支援センターの役割や、事業所の適切な評価、インクルージョンの推進等）、放課後等デイサービスや医療的ケア児の支援体制について各圏域の状況の共有。 （2）～（4）別紙参照

その他特記事項

- ・部会において令和2年度文部科学省学校における医療的ケア実施体制構築事業の「学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデル」のパンフレット配布。
- ・県療育部会報告より、他圏域においては5圏域ほどで医療的ケア児等コーディネーターの配置が進んでいること、他1～2年以内に設置の方向で進んでいる圏域もいくつかあることを共有。

こども部会活動の振り返りと今後に向けて

こども部会

1 今年度及びこれまでの活動の振り返りより

○緊急時プランの作成及び普及について

・可視化することで支援者、本人が共通認識を持てる便利なツール、円滑なサポートに繋がっていく。
検討を重ねてきた経過も大切。

・今後それぞれの立場での普及は可能だが、普及に向けたPRが不十分だったように思う。普及活動の継続を希望。県の部会でも「松本モデル」として取り上げてほしい。また医療的ケア児に限らず、強度行動障害児や災害時の支援についてもつなげていかれるとよいが作成者の負担にならないよう配慮は必要。

○福祉サービスのご案内の作成および更新

・わかりやすくまとめた資料で参考になった、活用しやすかった。

○その他取り組み他

・圏域での取り組みや報告を聞いたり、相談できる場となっていた。今年度は信濃学園の状況と課題について話を聞いたがよい機会だった。

・資源調査・報告や部会内での話し合いにより、不足しているものや必要な人材が分かりよかった。また議題提起から基幹相談支援センターへの役割につながられたことなどは今後も意識すべき取り組みだったと思う。

・欠席者への部会内容が細かく伝わるとよい。

・自立支援協議会という組織や参加方法などがわかりづらかった。

2 今後に向けて

○「福祉サービスのご案内」について

・サービスのご案内

話し合いより：新規事業所情報の集約、各関係機関への配布方法、配布先での活用方法が課題。特別支援学校等、児童の支援を中核的に担う機関へは確実に情報を届けたい。サービスのご案内に限らず、圏域協議会が分かれることで、情報共有については課題となる。

結論：市村に限らず学校や医療機関など希望者にはデータ提供。

活用にあたっての配慮他

- ・必要に応じて加筆、削除、修正を。
- ・配布先での活用方法に課題があること、相談できる窓口を明確にするなどの工夫が必要。
- ・イラストを引き続き利用する場合は「WANPUG」の明記。
- ・情報共有についての案・・・情報については療育コーディネーターが集約。圏域南部、圏域北部それぞれに把握している。今まで通り6月12月には両圏域療育コーディネーター同士で最新情報を情報共有し、双方で圏域全体を把握している状況にしておく（時期については仮案）。

～その他意見～

*それぞれのエリアでどう使われるかについては把握できるとよい。

*「福祉サービスのご案内」はエリアの連絡会等の場があればそこで連名で作成・配布をするのはどうか（共有のものと連携しやすい）。

*記載に当たっては負担額の詳細記載があるとわかりやすいと思う（例：1割負担など）。

○緊急時プランについて

・緊急時プランを作成したケースや、実際に利用したケースの振り返りや勉強会があるとよい。今後も各協議会で検討するテーマとしていていただきたい。

・書式については圏域自立支援協議会のホームページ「様式ダウンロード」にアップし、活用していただけるようにする。

○その他今後に向けての意見、提案等

・気になる点としては情報共有、連携方法、活動の分断への懸念、地域差、既存のものとの融合または違いの明確化、エリアを超えた圏域での課題への対応、各エリアへの特別支援学校や病院、児相などの参加及び会議の持ち方などが挙げられる。地域のニーズを細かく吸い上げられるメリットを生かしてほしい。

・医療的ケア児に関して

*医ケア児等支援者連絡会の開催、医療的ケア児等コーディネーターの予算化、配置、それに向けた議論の場。緊急時避難マップの必要性、災害時個別支援計画策定についてなどの検討。

*医ケア児支援には医療に関わる人も引き続き参加を。

*医ケア児については特にエリアをまたいでのサービス利用をされているため圏域内での情報共有、課題把握ができるとよい。

*看護師による事例検討会（看護職の連携とスキルアップのため）の開催があるとよい。

・支援者が情報や相談先について知りえないことも多い。各エリアで展開してほしい。

・それぞれのエリアでの課題の吸い上げや県の動向、他圏域の動向や好事例などの情報共有については引き続き行っていけるとよい。

・オンライン会議であれば医師等通年出づらい人も参加しやすいのではないかな。

・医療、福祉、教育の連携の在り方検討ができるとよい。放課後等デイサービスや児童発達支援事業所の質の向上への取り組みを継続していかれるとよい。

・信濃学園からの移行について圏域で考える場が欲しい。内容によっては圏域での開催が良い部分もある。研修会などは合同でできるとよい。

・当事者や家族の生の声を聞く機会があるとよい。

地域移行部会 幹事会報告

部会長： 東條 知子（ハートラインまつもと）

副部会長： 柳澤 忍（松本保健福祉事務所 健康づくり課）

紅林 奈美夫（基幹相談支援センター）

付託事項

精神科病院からの地域移行の促進に向けた取り組み	付託期間	令和4年度第1回幹事会まで
障がい者施設からの地域移行の促進に向けた取り組み	付託期間	令和4年度第1回幹事会まで

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
12/24	リーフレットチーム会議 ・第4回部会及びその後の部会員からの意見を基に、リーフレット案の最終作成 ・リーフレット活用の仕様書案作成	・実際の活用が令和4年度4月からとなるため、連絡先については仮案を作成しておき、その後の体制に合わせるようになった。但し、松本圏域として同じリーフレットで対応できるようにすることになった。
1/13	第5回部会 （1）リーフレット案及び活用に関する仕様書案について （2）「精神障がい者地域生活支援研修会」について （3）令和4年度からの自立支援協議会について	（1）リーフレット案は承認され、幹事会での協議事項にあげる。連絡先は決まり次第、記入することになった。リーフレットのデータはPDF化し、各基幹センターで管理及び活用していくよう、引き継ぎを行う。印刷については現在の基幹センターの地域づくり費で行えないか確認する。 （2）質問はチャット活用で対応する （3）各地域協議会でも、地域移行支援事業の紹介を含め地域移行の促進を進めてほしい。 精神科病院として、こういう形で地域支援者と繋がる事が出来ることは良い事だと感じている。 今後も繋がりを持つことが大切である。

その他特記事項

【精神障がい者地域生活支援研修会について】

日時：令和4年2月25日（金） 13:30～15:30 （Zoomによるオンライン研修会）

主催：松本保健福祉事務所 健康づくり課 共催：松本圏域自立支援協議会 地域移行部会

内容：（1）地域移行部会の活動報告 （2）ピアサポーターからのメッセージ （3）講演会

講師：駒澤大学 教授 佐藤 光正氏 テーマ：「本人を見失わない支援」

くらし部会 幹事会報告

部会長：海老原 晴香（基幹相談支援センター）

副部会長：小田 美歩（塩尻市 福祉課）

付託事項

聞き取り調査結果から見えてきた課題解決のための活動 内容の検討・実施	付託期間	令和4年度第1回幹事会
---------------------------------------	------	-------------

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
11/25	第5回部会 （1）幹事会報告 （2）調査結果から見えてきた課題に 対しての取り組みについて ①サービス支給決定のあり方 ③支援のスキルアップ 各グループでの協議 （3）その他	（2）今回は欠席者の関係で①サービス支給決定 のあり方③支援のスキルアップのみ各グループに て協議を行った。 ①：キャンセルの多い現状を専門員と共有する機 会を設ける、キャンセル料の請求について事業所 で検討ができないか等 ③：事例検討会を事業所間で行う機会を作ること で具体的なケースの相談ができるようになるので はないか、コロナの影響でなかなかできていない 県の研修の開催を県にお願いしていくことの必要 性、支援者間で緻密な支援会議を何度も行い、正 しい支給決定ができるように努めるといった事例 の共有の有効性等 次回も引き続き、グループでの協議を進めていく 予定。
1/14	第6回部会（zoom） （1）調査結果から見えてきた課題に対 しての取り組みについて（報酬について） （2）部会としてのまとめについて （3）余暇情報シートについて（内容・今 後の発信について） （4）その他	（1）「キャンセル料」の課題の意見交換、「加算」 の課題については学習会が有効ではないか（加算 の取り方、要件等）、「移動支援」の課題は圏域で名 称や申請書式の統一が図れるのではないかな等 （2）「支援の統一の重要性」「居宅介護事業所の 支援内容」「居宅介護事業所連絡会の有効性」がま とめの柱となる。部会長が最終的にまとめた資料 の冒頭に、これまでのアンケート調査等を行って きた経過を加え、事業所からいただいた生の声や アンケート結果も抜粋して載せる。 （3）余暇情報シートは様々な情報が掲載されて おり、今後も松本の基幹相談支援センターで圏域 のホームページを運営していく可能性が高いた め、ホームページで発信を続けていけるよう各基 幹相談支援センターで情報収集を行い、情報の更 新を行っていけるようにする。

その他特記事項

--

くらし部会 ①サービス支給決定のあり方

【どういうことが課題になっているのか?】	【その課題はどうなったら解決なのか?】	【解決のための取り組み・今後に向けて】	【取り組みの中心となる機関】
・立場毎に「居宅介護」の業務内容の理解に差がある。 → 実際にできる支援とお願いされる支援にずれが生じる。自立支援という観点でなく、家政婦さんという捉え ・キャンセルが多く、事業所への不利益が大きい。	・その事業所や機関も「居宅介護」について統一した理解ができる。居宅介護というサービスが正しく利用できるようになる。 ・キャンセルが減る。 ・キャンセルがあっても事業所の不利益にならない。	・「居宅介護」の支給決定についての学習会を開催する。 ・「キャンセル」をテーマに専門員さんに事業所の現状を知っていただく機会を持つ。	○居宅介護事業所連絡会 ○各エリアのケアマネジメント連絡会 ・基幹相談支援センター、行政 ・居宅介護事業所 ・相談支援事業所
		・好事例の共有。事例の積み上げ。キャンセルが減ってきた例。適切な支給決定ができた例。 … 本人へのアプローチの仕方、アセスメント（支援の見直し・キャンセルの背景を深める） ※行政側でも…松本圏域連絡会を活用 ・キャンセル料の補償等の対応→実際に行政で補償というの難しいので、事業所と個人での契約時にどのように話し合いをしていくべきかということの情報共有の場を設ける。キャンセル料を頂いている事業所はどのような方法をとっているのかを工夫点を学び合う。例えば、最初の契約説明時にご本人に分かりやすい説明文等を提示して説明している等の情報共有等。	○居宅介護事業所連絡会 ○ケアマネジメント連絡会 ○松本圏域連絡会 ○シンボジウム ・基幹相談支援センター、行政 ・居宅介護事業所 ・相談支援事業所


 そういった連絡会等を通じ、顔の見える関係づくりができていくことで、行政と専門員、居宅介護事業所の話しやすい関係づくりができてくる。

関係機関が事業所のできることを、できないことを知り、事業所の支援を超えることについては行政に相談ができるようになっていき、支援会議が有効活用できるようになる。

②報酬

【どういうことが課題になっているのか？】	【その課題はどうなったら解決なのか？】	【解決のための取り組み】	【今後に向けて】	【取り組みの中心となる機関】
・報酬にならない支援がある。	・一事業所の負担にならないような支援体制が構築される。	・チーム支援の確立のための土台作り。	・それぞれが補い合いながらできる支援を支援会議等で相談、確認していい地域作り。	○居宅介護事業所連絡会 ○各エリアのケアマネジメント連絡会 ・基幹相談支援センター、行政 ・居宅介護事業所 ・相談支援事業所
・加算はあるが、十分に活用されていない。	・加算について周知され、活用されるようになる。	・加算の取り方の情報共有ができるような取り組み ・事業所向けの分かりやすい加算の取り方マニュアルの作成及び配布、説明会の開催	・事業所内でも勉強会を実施し、連絡会でも学習・共有する。 ・引き続き、行政からも発信、フォローを継続していく。 ・加算の要件についても各事業所にしていただくことでその要件に見合うようにするたためにどうすればいいか各事業所で検討していただくきっかけ作り。	○居宅介護事業所連絡会 ・基幹相談支援センター、行政 ・居宅介護事業所
・各地域で移動費の報酬のばらつきがある。地域生活支援事業の考え方、要件、書類を圏域で統一できないか。	・移動支援の報酬の統一は難しい可能性があるが、書式等が圏域で統一されるようになる。	・圏域で協議し、当事者の方をはじめ関係者に分かりやすい仕組み作り。 ・書式については、ある程度の基本様式は統一の検討・協議。	・松本圏域連絡会に投げかけ、検討・協議の場を設ける。	○松本圏域連絡会 ・行政、基幹相談支援センター

③支援のスキルアップ

【どういうことが課題になっているのか？】	【その課題はどうなったら解決なのか？】	【解決のための取り組み】	【今後に向けて】	【取り組みの中心となる機関】
・支援会議をしても意見が言い合えない。 → ご本人のための支援の統一が図れない。 ・専門員さんにご本人の思いをお伝えしてもご本人の思いの共有が支援者間で上手く測れないことがあった。	・支援会議で支援者同士がお互いに意見が出し合え、支援者の役割を明確にし、それぞれがそれぞれの役割を担っている。 →ご本人のための支援チームとして機能する。 それぞれの機関で補え合えることができる。 どこか一つだけが負担を強いられるのではなく、自然な形でご本人を支え合えるチーム支援。 皆が同じ立場で支援会議を作るような姿勢で支援会議に臨める。	・事業所間での情報共有が図れ、支援会議で意見を言い合える環境作り。	・多職種での研修の場 (例) ロールプレイなどの研修、事例検討 ・実践発表会 その方の支援のために何度も話し合いを持ったというような支援の過程を学べる場。	○居宅介護事業所連絡会 ○各エリアのケアマネジメント連絡会 ・基幹相談支援センター、行政 ・居宅介護事業所 ・相談支援事業所
・困難ケースの対応方法について移動し円はどう対応しているのか？中止になったことで不安定となる人がいる場合の対応方法 支援で工夫していること等聞いてみたい。 接し方、対応の仕方 精神障害の方の支援方法など情報交換ができるとうりがある。 障害の勉強会をどの様に行っているか。	・各ヘルパーさん、事業所自身が支援のスキルアップができる。自事業所でできる取り組みについても考えられるようになる。	・居宅介護事業所同士で学び合える場。そこに基幹相談支援センターや専門員もバックアップする。	・居宅介護事業所同士の研修・情報共有の場 …既存の居宅介護事業所連絡会の活用 ※保健福祉事務所の連絡会について確認する。 身近に集まれる場を作る。 それにより、実務者レベルで具体的な個熱ケースの相談もできるようになる。	○居宅介護事業所連絡会 ・基幹相談支援センター、行政 ・居宅介護事業所
・居宅介護事業所で求めているアセスメントへの対応 相談支援専門員の方でアセスメントしてあるのに、文章化、表現しきれていない部分がある。	・相談支援専門員のアセスメントが有効に居宅介護事業所に伝わること。また、居宅介護事業所の方のアセスメントが相談支援専門員に有効に伝わること。	・アセスメント手法、書式についての検討 ・事業所間での情報共有が図れ、支援会議で意見を言い合える環境作り	・居宅介護事業所連絡会にて課題提起し、アセスメント内容について協議の場を作る。	○居宅介護事業所連絡会 ・基幹相談支援センター、行政 ・居宅介護事業所
・事業所の人材育成、人材不足が課題である。	・県の研修は行っても必要がある。	・県に研修を保証していただくよう訴えかけていく。	・県自立支援協議会で圏域の意見として伝えていく。	・基幹相談支援センター、行政

サービス提供事業所のバックアップは基幹相談支援センターの役割

今後についてのまとめ（聞き取り調査結果をもとにした検討結果）

くらし部会

○はじめに

くらし部会では平成 30 年 5 月に「居宅介護事業所とヘルパーの業務実態に関する調査」を依頼し、40 事業所からご回答いただき、この調査結果から、改めて居宅介護事業所での報酬にならない支援の状況が課題の一つであることがわかりました。その後、令和 3 年 2 月初旬～3 月初旬にかけ、部会員で、より具体的な課題や報酬化できれば良い支援、課題解決に向けて工夫していること等について、聞き取り調査を行い、20 事業所の皆様から沢山の思いを受け取りました。

その中で「利用者に対して、行政から制度の説明をしっかりと行うようにしていただきたい」「サービスや単価について熟知してほしい」「チームが成り立っていない」「役割分担が不明確」等、様々な関係機関へのご意見をいただきました。また居宅介護事業所連絡会の機会を望まれる声もお聞きすることができました。

これらのご意見を基に部会にて圏域でどのような取り組みを行えば良いかの検討を重ね、以下の通り、部会としての課題解決の取り組みの整理をいたしましたので、別紙資料とともにご報告をさせていただきます。

○支援の統一の重性

・「利用者の本来のニーズは何か？」ということが支援チームで正しく掴み取り、共有されなければ、ご本人のニーズに則した支援はできない。支援は個々での思いからではなく、アセスメントから導かれたニーズに則って行われるものである。居宅介護は基本にご自宅でマンツーマンの支援であり、臨機応変的な対応が求められる場面もある。そういった緊急的な事態も想定した上で支援の枠組みをチーム全体で検討しておく必要がある。それは決してヘルパーさん個人に委ねられるものではない。各事業所が本来あるべき支援を実施するために、利用者さん自身の混乱を招かないためにも様々な場面設定を支援会議等の場で検討しておく必要がある。支援会議の重要性が今回の結果を通し、より明確になった。これについて居宅介護事業所連絡会や各地域のケアマネジメント連絡会でも共有し、研修等が行えれば良いのではないかと考える。

・居宅介護の家事援助の支援内容は多岐に渡るため、考えられる支援はどこまでも広がる。これは障がい福祉サービス全般に言えることだが、大元の支援内容の概要はあっても具体的な支援内容は個別ニーズに沿ったやり方になってくる。そこに各事業所の裁量や独自性が生まれ、事業所の特性によってサービスの調整を図っていくことに繋がる。

しかし、大元のルール及び枠組みはもちろんある。そこを居宅介護事業所全体で統一をしていかなければ「A 事業所はやってくれたのに B 事業所になったらやってくれない」というあらぬ誤解を与えかねない。支援者個人も同様である。一定の枠組みから外れる支援につ

いては慎重な判断が求められる。そして、なぜその支援が必要でどのような意味合いで行われているのかを、特例的であるほど利用者さん自身にご理解いただく必要がある。そのような具体的な支援内容についても、居宅介護事業所連絡会にて協議及び共有され、各事業所の特色をそれぞれの支援者が知る機会になればと考える。また、改めてこれらのことも含め支援会議が有効な協議の場になるよう、それぞれの支援者がスキルアップをしていく必要がある。そのスキルアップのためのバックアップが基幹相談支援センターや行政の役割と考える。

○居宅介護事業所の支援内容について

今回、調査の中で支援者間で「居宅介護」の業務内容の理解に差があることが感じられた。よって、改めてサービス支給に関する学習会を行えば良いのではないかと考えた。介護保険サービスへの意向に関してもまだ事例の積み上げの段階である中で、複数の居宅介護事業所が疑問に感じていることが明らかになった。学習会を行うことにより事業所全体に居宅介護の正しい制度理解が進み支援者も共通した正しい理解の下に支援が行えることが、より良い支援に繋がっていくのではないと思う。

○居宅介護事業所連絡会の有効性

今回の調査から主に、①サービス支給決定のあり方②報酬③支援のスキルアップについて、また今後の取り組みについて協議を行った。

上記の通り、協議の中で「居宅介護事業所連絡会」をきちんと設けることで、居宅介護事業所同士の連携の場となり、お互いに学びあい、情報共有ができる場として活用ができるのではないかという意見に至った。

【 目 的 】

- ・情報共有 各自の状況や新たな制度等
- ・横のつながり、ネットワークづくり
- ・支援のスキルアップ、学習の場
- ・事業所で困っていることを出し合うことによる地域課題の発見の場

【 具体的な取り組み 】

- ・「居宅介護」の支給決定についての学習会
- ・事例検討 … 好事例も共有
- ・キャンセル料のあり方についての意見交換会
- ・アセスメント内容についての協議の場
- ・障害について等、支援に関する学習会

⇒ このような会を基幹相談支援センター及び行政が中心となり、実施していく。

基幹相談支援センターや行政が事業所のバックアップをしていく。

各地域のケアマネジメント連絡会とも共同開催し、多職種での研修の場としていく。

また、県で行う研修等についての要望も基幹相談支援センターや行政がきちんと発信していくことも役割の一つである。

以上をくらし部会でのまとめとし、取り組みの実施については、基幹相談支援センター及び行政が中心となり、課題解決に向けて居宅介護事業所連絡会等を実施していくことを提言する。

しごと部会 幹事会報告

部会長：江原 芳英（松本市 障害福祉課）

副部会長：海老原 晴香（基幹相談支援センター）

付託事項

就労継続支援B型事業所連絡会の立ち上げ	付託期間	令和4年度第1回幹事会
就労系サービスにおける医療的ケアを要する方の受け入れの課題検討	付託期間	令和4年度第1回幹事会

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
1/13	しごと部会 就労継続支援B型事業所連絡会の立ち上げコアメンバー会議（電話開催）	・令和4年1月24日に予定していた就労継続支援B型事業所連絡会が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で開催困難と判断。 → 延期の決定をする。 ・部会員に電子メールで延期について連絡し、意見をもらう。 ・B型事業所連絡会については、延期の決定をし、事業所に連絡した。
1/19	第3回 しごと部会開催 1 来年度の自立支援協議会について 2 就労継続支援B型事業所連絡会の延期について	・連絡会について、年度内に現しごと部会で開催するか、4月以降に各市村の自立支援協議会で開催するかを検討する。 → 昨年行ったアンケート結果から、立上げに向けて取り組んできた。40人を超える参加希望者があり、来年度に向けて、1回は開催したい。 → 次につながる形を作って、今後に引継ぎたい。 → オンラインでは、本来の目的である横のつながりが作れない。 → これから3月までには、準備ができない。 ※ B型事業所連絡会については中止にし、来年度各市村自立支援協議会への引継ぎ事項として、B型事業所連絡会の立ち上げをあげることにした。 ※ 連絡会で共有するはずであった事業所紹介シートは、現自立支援協議会のホームページで公

		開し、共有することにした。
--	--	---------------

その他特記事項

--

令和4年2月18日

就労継続支援B型事業所 施設長 様

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 しごと部会
部会長 江原 芳英

松本圏域就労継続支援B型事業所連絡会の今後の予定について（ご連絡）

日頃から、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会しごと部会の活動に対しまして、ご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

松本圏域就労継続支援B型事業所連絡会につきましては、多数の参加希望があり、開催に向けて準備をしましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、開催を延期しました。今後の予定について、ご連絡いたします。

令和4年4月1日から松本障害保健福祉圏域自立支援協議会は、さらに身近な地域における協議会として体制を見直し、各市村単位を基本に設置されることとなりました。そのため、就労継続支援B型事業所連絡会につきましては、各自立支援協議会で、開催を再度検討してまいります。

ご提出いただきました事業所紹介シートにつきましては、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会のホームページ（<https://www.matsumoto-jsk.com>）に掲載いたしますので、ご活用ください。

（通知配布協力：長野県松本市保健福祉事務所福祉課）

【担当者】

松本障害保健福祉圏域自立支援協議会 しごと部会
松本市 障害福祉課 江原 芳英
TEL：0263-34-3212（直通）
FAX：0263-36-9119
Mail：s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp

市町村部会 幹事会報告

部 会 長：那須 美穂子（生坂村 健康福祉課）

付託事項

日中サービス支援型共同生活援助事業所の報告及び評価シートを作成と調整	付託期間	令和４年第１回幹事会まで
各部会、プロジェクトでこれから挙がってきた事項及び課題について検討を行う	付託期間	令和４年第１回幹事会まで

部会開催内容（令和４年１月３１日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
1/11	第５回部会 （１）松本障保健福祉圏域の相談支援及び自立支援協議会の体制の方向性について（３村） （２）松本圏域自立支援協議会体制変更に伴う確認事項 （３）令和４年度以降の市町村部会について	（１）協議会及び基幹相談支援センターの筑北３村の方向性について ・筑北村、麻績村、生坂村については、単独で運営していく。 （２）確認事項 ア 基幹相談支援センター及び総合相談支援センター巡回評価について →令和３年度後期分について、３月上旬までに実施し最終協議会で報告をする。 イ 松本障保健福祉圏域自立支援協議会ホームページ更新について →令和４年度は松本市基幹相談支援センターが維持・更新を行う。令和５年度以降については、令和４年度に検討をしていく。 （３）令和４年度以降の市町村部会について ・松本圏域の市村間の連絡調整及び情報共有の場を設け、協議会で報告していた事項等を（障害福祉計画、巡回評価の報告等）取り扱う。 ・構成員は、８市村の担当者、基幹相談支援センター、松本保健福祉事務所とする。 ・開催時期については、第１回目を５～６月、第２回目を９～１０月の年２回と、必要に応じて随時開催する方向。

その他特記事項

- ・現在の市町村部会は、令和4年度以降から「圏域行政連絡会」という形で開催をしていく。
- ・圏域行政連絡会は、松本圏域の市村間の連絡調整及び情報共有の場として活用をする。連絡会の招集等は松本保健福祉事務所が行う。
- ・構成員は、8市村の担当者、基幹相談支援センター、松本保健福祉事務所とする。開催時期については、第1回目を5～6月、第2回目を9～10月の年2回と、必要に応じて随時開催する方向。

権利擁護部会 幹事会報告

部会長：赤羽 浩行（松本市 健康福祉部 障害福祉課）
副部会長：秦泉寺 孝（安曇野市社会福祉協議会 地域福祉課）

付託事項

権利擁護に関する状況調査を行い、課題の抽出を図る	付託期間	令和4年度第1回幹事会
--------------------------	------	-------------

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
12/1	第4回部会 （1）アンケートの結果公開について （2）アンケート考察の分担について （3）その他	（1）アンケート調査の結果について、2月の最終幹事会で報告後、自立支援協議会ホームページで公開することになった。 （2）配布数218通に対し、回答数153通、回収率は70.2%という結果になった。 7 まとめについては、（1）～（3）を委員で分担し、12月中に意見集約を行った。1月17日の最終部会で確認を行う予定だったが、コロナ感染症拡大を受け文面での確認に変更となった。 8 今後の活動についても、部会員に意見集約を行った。 （3）県 権利擁護部会の委員選出について 令和4年度から協議会の体制が変わることを受け、令和4年度以降の委員選出について協議を行ったが、部内では選出方法を決定するまでには至らず、地域自立支援協議会検討プロジェクトで協議を行っていただくことになった。 その後、地域自立支援協議会検討プロジェクトでも決定をすることができなかった為、3市と機能強化コーディネーターが参加をする基幹相談支援センタースタッフ会議で協議を行った。協議の結果、基幹相談支援センターの中で委員を選出することになった。

その他特記事項

・アンケート結果の公表については、第4回幹事会報告後に自立支援協議会ホームページで行う。 ・令和4年度以降の県 権利擁護部会には、基幹相談支援センターの代表が委員として参加をする。

地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：田崎 由佳理（安曇野市 福祉課）

サブリーダー：東條 知子（基幹相談支援センター）

付託事項

地域生活支援拠点等事業の強化・充実に向けた検討	付託期間	令和 6 年度第 1 回幹事会
-------------------------	------	-----------------

部会開催内容（令和 4 年 1 月 31 日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
11/26	第 1 回空床確保事業 事業所会議 （1）令和 4 年度空床確保事業について （2）意見交換 （3）その他	（1）令和 4 年度空床確保事業について 市町村部会で検討の結果、新型コロナウイルス感染症リスク管理が難しい方も対象となる為、実施については当分の間見合わせとさせていただくことになった。 令和 3 年度空床確保事業の延期に関する通知を市村から事業所へ渡した。 （2）意見交換 空床確保事業所に関する意見等 ・新型コロナウイルス感染症の感染レベルに応じた事業の制度設計の検討の必要性がある。 ・緊急時の受け入れ先を考えた場合は、現在の 5 事業所のみでの対応は厳しく、受け入れ事業所を増やすことの検討も必要。 （3）その他 ・今後に向けて、各事業所（法人）は、受け入れ条件について検討を継続していく。 ・市町村部会やプロジェクト会議において、本日の意見をもとに検討を行うことが必要。 ・緊急時空床確保事業の対象者の再確認、拠点整備事業の普及啓発の必要性を確認した。
12/6	第 4 回プロジェクト会議 （1）空床確保事業について （2）来年度の体制について （3）その他	（1）空床確保事業について ・受け入れ時の条件については、流動的要素がある中で一定の条件の中で受け入れ可能とする方針を持つこととなった。 ・実施要綱については、『第 2 条 2 項』事業の対象となる緊急事由に「介護者又は同居する者の疾病」

		とあるが「新型コロナウイルス感染症は除く」を加える。 『第13条』の別に定めることができる必要事項について、感染症予防対策についてはマニュアル化することを検討する。実施要綱の変更については、市町村部会にて協議し幹事会に提案する。 受け入れ時の体調管理のための問診票については、案を作成し、プロジェクトで検討する。 ・空床確保事業の委託料の支払い方については、月払い（日額×月の日数）で支払う。月の途中で感染警戒レベルが上がり、受け入れ中止となった場合でも月払いとする。 ・他圏域のコロナ感染対策や対応の状況の調査を行う。 （2）来年度の体制について ・「圏域連絡会」について今後検討していく中に、「拠点整備事業検討」を取り組むべき内容として入れていくよう、地域自立支援協議会検討プロジェクトや市町村部会に伝えていく。 （3）その他 ・空床利用があった場合、担当した基幹相談支援センターや担当市村に入った際、既に利用している担当基幹相談支援センターや市村と当番の空床確保事業所間で連絡を取り合い、調整することも可能とする。
--	--	--

その他特記事項

- ・拠点整備は面的整備で進めているため、今後も共通課題として圏域で取り扱っていく必要がある。圏域連絡会を活用する方向で考えていきたい。
- ・来年度以降、要綱や運用マニュアル等に感染症対策の項目を入れていく。

強度行動障害児者支援検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：田中 雄一郎（山形村社会福祉協議会）

サブリーダー：直井 光世（松本市 西部福祉課）

東條 知子（基幹相談支援センター）

付託事項

松本圏域における強度行動障がい者（児）実態調査	付託期間	令和2年4月～令和4年3月末
地域生活を支えるための社会資源づくりを目指す取り組みの検討と提案	付託期間	令和2年4月～令和4年3月末

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
12/15	第4回プロジェクト会議 前回と同様、Web と実会場を使い開催 （1）支援中のケース報告 （2）実践事例報告 行動援護事業所（2カ所）より支援の実情報告 （3）支援事業所アンケートについて アンケート結果概要の報告 （4）本プロジェクトについて ア 付託事項を踏まえたここまでのまとめ イ 来年度のプロジェクトについて （5）その他	（3）実態調査について 今回の調査を踏まえ、強度行動障害児者の地域生活を支える為の社会資源の現状が分かるような、更なるアンケート調査の必要性を確認した。 （4）本プロジェクトについて ・次年度のプロジェクトについては、自立支援協議会におけるプロジェクトがどのような形になるかわからないが、強度行動障害児者の支援について引き続き検討していく必要性を確認した。 ・本プロジェクトは、強度行動障害児者の支援に今現在困っていて、何らかの具体的な支援が形になることを期待してプロジェクトに参加している方が多くいることを改めて確認した。具体的な事業化については、プロジェクトの役割と異なるとはいえ、今後も強度行動障害児者の地域生活が進むための具体的な資源づくりに資する活動の必要性を感じている。 （5）その他 強度行動障害児者の広報啓発活動の一つとして、映画「道草」上映会を3月6日(日)に開催することとなった。

その他特記事項

令和4年度以降も引き続き、強度行動障害児者の支援について検討をしていく必要がある。

地域自立支援協議会検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：西村 昭太（特定非営利活動法人 ケ・セラ）

サブリーダー：澤田 昌宏（松本市 障害福祉課）

片桐 政勝（社会福祉法人 アルプス福祉会）

付託事項

市町村を基本とする複数の地域協議会と圏域協議会に分ける	付託期間	令和4年度第1回幹事会
協議会の運営規定を整備		
構成団体の見直しを行い、多くの事業者や障害当事者が関われる協議会にする		

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
12/21	第4回プロジェクト会議 （1）第3回幹事会及び第2回協議会を受けて（感想、意見交換） （2）地域協議会における課題の整理 （3）意見交換 （4）このプロジェクトの今後について （5）その他	（1）市町村の間でコンセンサスが得られていない印象。塩尻エリアは市やボイスの少し早めからの下地作りがあった。市町村間で自立支援協議会のイメージが共有されていないことがあった。 多くの事業所が参加できる開かれた協議会にする等、より良くするために進んでいるため、課題に注目し過ぎず、やりながら改善していけばどうか。 （2） （2022年4月から地域協議会が開始できると仮定） ア 地域協議会の要綱作りの責任の主体とスケジュール ・エリア毎に市村が要綱を作成していく。 ・市村長の決裁も必要。4月1日施行。 ・幹事会と協議会の2重構想は、松本市は辞める方向で考えるが、市村の判断で決めて良いことになるため地域毎のカラーが出てくるだろう。 イ 圏域連絡会のルールとエンジン ・ルールを作らず、最低限の約束事で進めていく。 ・他圏域と協議が必要なこともあるため、課題に応じて集まりやすくしていく。 ・現在の基幹相談支援センターの会議をベースにし、そこに市村と保健福祉事務所が集まることで、圏域連絡会になる。 ・年2～3回の市村の集まりは必要になるだろう。行政からすると3回位は必要。この時期は、6月、10月、2月頃が良い。仮称「市町村連絡会」

		ウ 部会の在り方、プロジェクトの在り方 ・一旦解散し、地域毎に改めて検討する。 ・部会やプロジェクトは各地域協議会の中で考える。部会のために協議内容を考える形は改めたい。課題が集まった時に集まるのがベスト。 エ 学校等の地域によって設置されていない機関と協議会の連携 ・必要な課題に対して集まるような部会やプロジェクトにしていくため、その都度召集していく。 ・情報は発信していく必要があるため基幹相談支援センターの役割になるか。 オ 長野県自立支援協議会との連携について ・発達障がいサポートマネージャー及び療育コーディネーターの評価や推薦事務をどうするか。 → 推薦事務は、松本保健福祉事務所から県に確認する。 評価については、これまで事務局で調整をしていた。今後については上記に併せ松本保健福祉事務所から県に確認する。 ・県協議会の委員は、県の協議会がどうするのかを決めている段階のため、県からの報告を受けてから考える。 カ 総合相談支援センターの報告先について 令和４年度は全体での協議、令和５年度は地域毎とする。市町村部会で協議する。 (３) 意見交換 協議会が変化することを圏域に向けて何らかの形(学習会やシンポジウム)で発信する必要があるのではないか。 (４) このプロジェクトの今後について 令和４年度第１回幹事会がなくなることに対する付託期間変更 → ２月の幹事会で期間終了。この先やることも含めて、２月幹事会で最終報告。 (５) その他 地域移行部会を活用すると障害福祉計画に盛り込んである市村はどうするか。 → 部会報告に、今後市村で協議と記載する。
--	--	--

その他特記事項

12月21日時点で3村(麻績・生坂・筑北)の地域協議会の方針が決まっておらず、2月には臨時の圏域協議会が予定されているが、市町村部会内でも再度協議の必要性があるため、このプロジェクトからも市町村部会を早急に開催することを要望します。

相談支援体制検討プロジェクト 幹事会報告

プロジェクトリーダー：澤田 昌宏（松本市 障害福祉課）

サブリーダー：臼井 尚子（社会福祉法人 信濃友愛会）

寺島 康一（障がい者総合相談支援センターあるぷ）

付託事項

本圏域における相談支援体制について検討をしていく	付託期間	令和4年度第1回幹事会
--------------------------	------	-------------

部会開催内容（令和4年1月31日時点）

開催日	協議内容について	特筆すべき意見等
12/13	第4回プロジェクト会議 （1）第3回幹事会の内容及び令和4年度以降の松本圏域相談支援体制について （2）令和4年度以降の当プロジェクトの体制について （3）基幹相談支援センター、総合相談支援センター、指定特定相談支援事業所、ケースワーカーの相談業務について （4）その他	（1）令和4年度の相談支援体制については、総合相談支援センターは今年度と同じ体制を継続する。基幹相談支援センターはエリア毎に分かれる予定。総合相談の方向性としては、同様にエリアごとに分割していく方向でいきたい。課題として人材育成、情報発信、主任相談支援専門員の位置付け等が挙げられる。 （2） ・扱っている課題について、何を圏域に残し何を地域協議会に引き継いでいくのか、検討して整理する必要がある。 ・プロジェクトメンバーの所属する法人及び事業所で令和4年度以降の自立支援協議会及び相談支援体制の体制整備について検討をした内容を報告して頂き、意見を集約した。 今後相談支援体制を見直しつつ、それぞれの役割を整理していく必要がある。 （4）来年度の総合相談支援センター及び基幹相談支援センターの事業計画については自立支援協議会と基幹相談支援センターの体制が変更となる為、1月11日市町村部会で令和4年度事業計画と令和3年度事業報告の取り扱いについて協議をしていただくことになった。

その他特記事項

今後も情報交換及び課題の検討をする場は必要であり、プロジェクトは令和4年度以降も残していきたい。
--

報告事項 4

障がい者基幹相談支援センター 令和 3 年度 10 月～12 月実績報告について

1 趣 旨

令和 3 年度 10 月～12 月までの障がい者基幹相談支援センターの相談実績について報告するものです。

2 報告内容 (P **67** ～ P **68**)

(1) 令和 3 年度 10 月～12 月実績報告

松本圏域基幹相談支援センター【事業報告】 令和3年 10～12月

業務	当初実施予定	基幹主担当	令和3年10月～12月	今後の取り組み
相談支援体制の充実強化に向けた協議 協議会相談体制プロジェクトへの参加	通宣	機能強化 Co	相談支援体制Pには全職員がメンバーとなり、意見を述べている。地域自立支援協議会Pとも連携し、各地域の状況等について伝え、協議を進める立場として参画している。また県自立支援協議会等が、相談支援体制関係強化会議にも出席し、他地域の状況や国の動向を情報共有しつつ、松本圏域のあり方、協議の進め方の参考としている。	基本的に引き続き、相談支援体制Pには参画し、基幹として相談支援体制の充実強化に向け、来年度からの新しい体制がスタートできるよう具体化に向けた提案を行い、協議を関係機関と一緒に進めていく。
医療的ケアのある方への支援の充実 (1) 重症心身障害児者利用事業所 連絡会の開催 (2) 重症心身障害児者利用事業所 見学会・共生型サービス説明会の実施	(1) 7月 (2) 8～9月	機能強化 Co	(1) (2) 共に実施要領や案内文の作成を行ったが、コロナの感染拡大状況にて、開催までには至っていない。 (1) 強度行動障害支援検討Pで事例検討が継続できている。 (2) 映画上映会の企画を進めてきた。松本市障がい者理解促進研修・啓発事業の一環として、Pと基幹相談支援センターが共催として実施していくこととなった。	今後、松本圏域医療的ケア児等支援推進協議会の開催があり、基幹として意見をあげていきたい。今後も関係事業所に連絡を取り合い、どのような形であれば、開催が可能かを具体的に検討していく。センターとしてZoomの体制も整ったため活用も検討していく。
行動障害のある方への支援の充実 (1) 事例検討会 Web開催 (2) 映画上映会・シンポジウム 小規模実施	(1) 年数回 (2) 年度内	機能強化 Co	(1) 台帳は療育手帳A1の方でサービス利用をされていない方を優先とし、塩尻市は整備済み。今年度は体制が整わないため、緊急電話対応は実施していない。 (2) コーディネートに関しては3市は行政、5村は基幹センターが行い、引き続き実施している。松本市の方3名、塩尻市の方1名が見学に来れているが、体験には至っていない。	(1) 来年度も行動障害のある方への支援の充実のためにPは継続の方向で自立支援協議会にあげていく予定。 (2) 映画会の開催に向けては、実行委員会を立ち上げ、他機関との協働し、上映後は監督と会場とのトークセッションを行い、地域生活支援のあり方についての学習の機会としていく。
地域生活拠点等の機能の充実 (1) 緊急時対応の整備 登録希望者への聞き取りと台帳整備 (2) ひとり暮らし体験事業 事前会議・振り返り会議の実施	通宣	機能強化 Co	(1) 台帳登録者の拡大や拠点等の面的整備に向けた取り組みは課題については、引き続き地域生活支援拠点Pに参画し、基幹センターとして各関係機関と共に整備を進めていきたい。安曇野市は今年度中に台帳整備の対象者にご案内をする予定。 (2) 引き続き、継続していく。	(1) 台帳登録者の拡大や拠点等の面的整備に向けた取り組みは課題については、引き続き地域生活支援拠点Pに参画し、基幹センターとして各関係機関と共に整備を進めていきたい。安曇野市は今年度中に台帳整備の対象者にご案内をする予定。 (2) 引き続き、継続していく。
圏域事業所連絡会の開催 (1) 遠隔支援関係機関連絡会の開催 (2) 居住支援関係機関連絡会の開催 (3) 児童養護施設との連絡会の開催	(1) (2) 年度内 (3) 7～8月 次回 2～3月	機能強化 Co	(1) 基本的な体制は整っているが、コロナの感染拡大状況にて開催が難しい状況であった。個別相談は対応している。 (2) 個別の相談の対応をする中で、各センターや各相談支援事業所で課題に感じていることなど意見集約している。 (3) コロナの感染拡大状況にて開催には至っていない。	(1) (2) コロナの感染状況を鑑みながら、実施要領の作成や各機関からある課題を集約していきながら、効果的な連絡会の開催の検討を行う。コロナの感染状況を鑑みながら、開催時期も検討する。 (3) コロナの感染状況を鑑みながら、前期の会を活かして後期もZoom会議の検討や例えばアンケート等を実施し、来年度につながるような課題集約を行っていくのも一つかと考える。
エリア毎の連絡会開催 (1) 行政との連絡会 (2) 事業所連絡会	通宣	機能強化 Co	(1) 各エリアでの連絡会は行っており、日々の連携に加え、相談支援体制や地域の課題等について共有、協議の場として活用できている。 (2) 塩尻地域・安曇野地域ケアマネジメント連絡会や塩尻地域グループホーム連絡会、塩尻市療育ネットワーク会議、塩尻地域居宅介護事業所連絡会の開催をした。松本市ケアマネジメント連絡会の開催を10月に実施し、多数の事業所に参加いただき、日頃の支援についての課題について共有できた。	各連絡会については、引き続き、継続できるようにしていく。松本市ケアマネジメント連絡会は次回は3月にZoomにて実施予定。主任相談支援専門員等と打ち合わせを行い、実施に向けて準備をしていく予定。
協議会運営 (1) 協議会の運営 (2) ホームページの更新	通宣	事務局 機能強化 Co	(1) 参画している部会やプロジェクトの運営を行っている。都度、基幹スタッフ会議で共有を図っている。(2) 新規事業所等から問い合わせがあり、随時、対応をしている。ホームページの存在自体が圏域全体に周知されつつある。協議会の議事録等の更新を行っている。	より使いやすい、見やすいホームページとして活用していただけることを目指していく。

[月] 全 月 [市町村] 指定なし

障 害 別																				[延人数]									
障害 程度	視覚 障害	聴覚 障害	肢体 不自由 障害	内部 障害	高次 脳機能 障害	知的 障害	自閉 症等	ADHD	アスペ ルガー 症	LD	知的 その他	統合 失調	人格 障害	神経 症	うつ	依存 症	精神 その他	重複 (身体)	重複 (心)	重複 (身・知)	重複 (身・知・ 精)	重複 (身・知・ 精)	重複 (身・知・ 精)	特定 疾患	難病	不明	計		
重度			9		3	2	6	1	1		1	129					3			3								158	
中度						155	23					63			10		12	6			31	59						359	
軽度			3			96		4	14	1	3	19			2		2					6						150	
不明						14	26		29			37		1			13								11	155		286	
計			12		3	267	55	5	44	1	4	248		1	12		30	6		3	31	65			11	155		953	
年 齢 階 層 別																				[延人数]									
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11 歳	12- 14歳	15- 17歳	18- 19歳	20- 29歳	30- 39歳	40- 49歳	50- 59歳	60- 64歳	65歳 以上	不明									計				
						1	18	6	155	99	314	172	25	13	150										953				
活 動 内 容 別																													
活動内容 1										延人数					活動内容 2										延人数				
家庭訪問										28					個別相談										421				
他機関訪問										41					連絡調整										262				
来所										102					関係者会議										16				
同行										39					直接支援										247				
電話										276					モニタリング										15				
メール・FAX										95					当事者会等参加										6				
個別支援会議										44					社会資源														
関係機関との連携										452					研修会等参加										4				
情報収集・情報発信										6					研修会等運営・講師										26				
その他										46					会議参加										73				
															会議運営										43				
															その他										16				
計										1129					計										1129				
相 談 内 容 別																													
相談内容 1										延人数					相談内容 2・3										延人数				
福祉サービスに関すること															福祉サービスに関すること										173				
障害や病状の理解に関すること															障害や病状の理解に関すること										94				
健康・医療に関すること															健康・医療に関すること										65				
情緒・心理に関すること															情緒・心理に関すること										309				
保育・教育に関すること															家族に関すること										113				
家族に関すること															人間関係に関すること										36				
人間関係に関すること															家計・経済に関すること										49				
家計・経済に関すること															生活技術に関すること										44				
生活技術に関すること															就労に関すること										101				
就労に関すること															自立支援協議会に関すること										40				
余暇活動に関すること										13					退院・退所支援に関すること										60				
権利擁護に関すること															居住支援に関すること										105				
年金相談に関すること										32					普及・啓発に関すること										10				
住居に関すること															専門指導・人材育成に関すること										87				
退院・退所に関すること															権利擁護・虐待防止に関すること										54				
基幹相談支援センター事業に関すること										895					地域課題・社会資源に関すること										95				
総合相談支援センター事業に関すること										189					緊急時対応に関すること														
その他に関すること															台帳整備に関すること														
															ひとり暮らし体験事業に関すること														
															その他に関すること										66				
計										1129					計										1501				

R3 年 10～12 月 基幹

報告事項 5

障がい者総合相談支援センター令和 3 年度 10 月～12 月実績報告について

1 趣 旨

令和 3 年度 10 月～12 月までの障がい者総合相談支援センターの相談実績について報告するものです。

2 報告内容 (P **70** ～ P **74**)

(1) 令和 3 年度 10 月～12 月実績報告

1 ボイスでの相談実績

- ・新規の相談は延べ13件あった。そのうち継続相談のケースになったものが6件あった。復活してきたケースも増えている。相談者本人からだけでなく、相談支援事業所・地域の学校・行政（障がい福祉係、生活保護係、子ども支援担当課、保健師）・地域包括支援センター・若者サポートセンター等からの相談もある。中には、免許センターと連絡を取り合うケースもあった。継続ケースとはしないけれど、受け付けた相談の中では、関係機関に繋ぎ今後の支援方針と一緒に検討をしたものもあった。基幹相談支援センターの機能強化コーディネーターと一緒に本人理解を深め、見立てを考える取り組みをした。
- ・相談内容の傾向は以下の状況であった。
 - ① 就労の相談が多い。一般就労、就労支援事業所A型・B型など『働きたい』という希望をお持ちの方が大半で、支援を行いました。中には、塩尻市生活就労支援センター（まいさば塩尻）や行政経由の相談もあり連携して相談の対応をした。
 - ② 就労ではなく居場所を希望する相談もあった。社会とのつながりの場として自宅以外の行くことができる場所となる社会資源を、障がい福祉サービスだけでなく広く探していくこともあった。
 - ③ 障害年金の相談もあり、申請に関する支援を行った。障害年金の申請において丁寧かつ慎重な取り組みが求められており、学びながらの支援となる。
- ・松本市内では、新規就労継続支援A型・B型事業所が増えており、担当者が挨拶のために来所することが増加している。選択肢が広がることは喜ばしいと思う一方、その支援の中身においては、各事業所の支援状況を知り、本人のニーズをもとに責任を持って繋いでいく姿勢が、総合相談支援センターに求められていると思っている。
- ・連絡会（ケアマネジメント、グループホーム）は定期的に行い、他機関との情報共有等があり連携がとれている。ボイスの事業計画にあった「居宅介護支援事業所連絡会」は、11月に開催出来た。重度障がい者の地域生活支援の現状や課題の検討にあたり、実践事例からの学習を通して意見交換を行い、地域づくりや人材育成に関する意見交換ができた。
- ・12月開催の療育ネットワーク会議では、医療機関の参加があり情報・意見交換をすることができた。医療機関の参加により、専門的なリハビリテーションや療育支援の学びになった。今後この会議に医療機関が入ることで様々な視点からの意見交換に繋がっていくと思われる。
- ・親亡き後の学習会を塩尻市社会福祉協議会と協力し開催した。ボイスの相談者の家族にも参加いただき、具体的にこれからの事を考えるきっかけにさせていただき事に繋がった。
- ・コロナ禍で開催が見送られていた高次脳機能障害の当事者会ピンポ～ンの会が再開できた。ピンポ～ンの会では参加した当事者から『もっと多くの当事者の参加があり、自分たちで盛り上げていきたい』という意見があったり、仕事が入り急に参加できなくなった方からは、後日、次の開催を楽しみにしているというご意見もいただき、改めて当事者会の重要性を知ることが出来た。その他の当事者会もコロナ感染状況を見ながら開催することが出来ている。

2 圏域全体

強度行動障害の方の日中活動支援について、生活介護事業所の利用が考えられるが、安全確保のため加配のスタッフが必要となり、人材不足の中その人員を確保できず、事業所として断らざるを得ない事例がある。その為、行動援護事業所の利用となる場合があるが、週に数日、数時間の支援、外での余暇的支援、さらに天候にも左右される支援となることが多く、日々の日中活動を補完するという目的には程遠い支援となっている現状である。

制度上、矛盾しているかもしれないが日中活動定着までの期間、生活介護事業所を利用しつつ、加配のスタッフ分として行動援護事業所を利用できるというような仕組み、もしくは同等の仕組みが作れると良いと思う。また、こういった方々を対象に行動援護事業所が活用できる屋内施設があればさらに支援の幅は広がると思われる。

併せて日中活動だけでなく、生活全般を家族に頼らざる得ない状況を回避できる生活の場も検討が必要で、今後松本圏域として関係者が連携し取り組んでいく事項であると考えている。

障 害 別																				[延人数]							
障害程度	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	高次脳機能	知的障害	自閉症等	ADHD	アスペルガー	LD	知的その他	統合失調	人格障害	神経症	うつ	依存症	精神その他	重複(身体)	重心	重複(身・知)	重複(身・精)	重複(知・精)	重複(身・知・精)	特定疾患	難病	不明	計
重度						22	2		65			17							1	3							110
中度				2			17		11			42			2		7										81
軽度			14			74	8	1			1				1		1										100
不明							1		21			18					1									71	112
計			14	2		96	28	1	97		1	77			3		9		1	3						71	403
年 齢 階 層 別																				[延人数]							
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11歳	12-14歳	15-17歳	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	不明											計
									6	47	63	83	60	72	14	58											403
活 動 内 容 別																											
活動内容 1										延人数		活動内容 2								延人数							
家庭訪問										10		個別相談								310							
他機関訪問										7		連絡調整								35							
来所										22		関係者会議								11							
同行										15		直接支援								49							
電話										102		モニタリング								1							
メール・FAX												当事者会等参加															
個別支援会議										11		社会資源															
関係機関との連携										244		研修会等参加								1							
情報収集・情報発信												研修会等運営・講師															
その他										19		会議参加								12							
												会議運営								8							
												その他								3							

障 害 別																				[延人数]							
障害程度	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	高次脳機能	知的障害	自閉症等	ADHD	73ヘルプ	LD	知的その他	統合失調	人格障害	神経症	うつ	依存症	精神その他	重複(身体)	重心	重複(身・知)	重複(身・精)	重複(知・精)	重複(身・知・精)	特定疾患	難病	不明	計
重度						154	101	16				32				1	38			14							356
中度			10		2	239	24	92	20			50			74	6	167			59	127	5			4		879
軽度						255	100	6	8		38	2			2		13					45					469
不明						82	193	55	47			119			79	1	67								4	727	1374
計			10		2	730	418	169	75		38	203			155	8	285			73	127	50			8	727	3078
年 齢 階 層 別																				[延人数]							
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11歳	12-14歳	15-17歳	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	不明											計
								7	149	580	571	454	560	123	8	626											3078
活 動 内 容 別																											
活動内容 1										延人数		活動内容 2										延人数					
家庭訪問										58		個別相談										1442					
他機関訪問										56		連絡調整										1299					
来所										115		関係者会議										16					
同行										114		直接支援										337					
電話										1253		モニタリング										19					
メール・FAX										303		当事者会等参加										5					
個別支援会議										51		社会資源										2					
関係機関との連携										1215		研修会等参加										2					
情報収集・情報発信										19		研修会等運営・講師										2					
その他										122		会議参加										81					
												会議運営										7					
												その他										94					

障 害 別																				[延人数]							
障害程度	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	高次脳機能	知的障害	自閉症等	ADHD	7xヘ ルカ [®]	LD	知的その他	統合失調	人格障害	神経症	うつ	依存症	精神その他	重複(身体)	重心	重複(身・知)	重複(身・精)	重複(知・精)	重複(身・知・精)	特定疾患	難病	不明	計
重度			6			2	1		4			18	6		6		27					5				3	78
中度			18		1	72	8					21		14			15				34	9		5	1		198
軽度						77	20		16		73	8			4		4							1			203
不明						2	28	6				31			40		19					32				99	257
計			24		1	153	57	6	20		73	78	6	14	50		65				34	46		6	1	102	736
年 齢 階 層 別																				[延人数]							
0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6-11歳	12-14歳	15-17歳	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	不明											計
							3	17	7	104	96	237	123	11	7	131											736
活 動 内 容 別																											
活動内容 1										延人数		活動内容 2								延人数							
家庭訪問										33		個別相談								442							
他機関訪問										8		連絡調整								140							
来所										152		関係者会議								11							
同行										10		直接支援								87							
電話										280		モニタリング								1							
メール・FAX										7		当事者会等参加								11							
個別支援会議										26		社会資源								2							
関係機関との連携										237		研修会等参加								7							
情報収集・情報発信												研修会等運営・講師															
その他										67		会議参加								38							
												会議運営								18							
												その他								63							

令和3年度 松本圏域自立支援協議会の年間予定

月	自立支援協議会	幹事会	専門部会 プロジェクト
4			4/21 地域移行部会 4/22 くらし部会 4/27 地域自立支援協議会検討プロジェクト
5		5月下旬 第1回幹事会	5/7 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 5/11 市町村部会 5/14 こども部会 5/18 相談支援体制検討プロジェクト 5/20 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 5/27 権利擁護部会
6			6/4 くらし部会 6/16 しごと部会
7	7月9日 第1回協議会		7/7 権利擁護部会 7/13 市町村部会 7/15 地域移行部会 7/16 くらし部会 7/20 地域生活支援拠点等事業検討プロジェクト 7/26 地域自立支援協議会検討プロジェクト
8		8月20日 第2回 幹事会(書面報告)	8/4 こども部会 8/6 強度行動障害児者支援検討プロジェクト(zoom)
9			9/3 市町村部会(zoom) 9/13 くらし部会(zoom) 9/15 地域移行部会(zoom)
10			10/1 権利擁護部会 10/7 市町村部会 10/14 相談支援体制検討プロジェクト 10/15 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 10/20 地域自立支援協議会検討プロジェクト
11		11月12日 第3回 幹事会	11/17 こども部会 11/25 くらし部会
12	12月17日 第2回 協議会		12/1 権利擁護部会 12/13 相談支援体制検討プロジェクト 12/15 強度行動障害児者支援検討プロジェクト 12/21 地域自立支援協議会検討プロジェクト
1			1/11 市町村部会 1/12 こども部会 1/14 くらし部会(zoom) 1/14 地域移行部会(zoom) 1/19 しごと部会(zoom)
2	2月4日 第3回協議会(zoom)	2月18日 第4回幹事会	
3	3月18日 第4回協議会		3/10 地域移行部会